

官報 号外

昭和六十年五月二十四日

○第百二回 参議院會議録第十八号

昭和六十年五月二十四日(金曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第十九号

昭和六十年五月二十四日

午前十時開議

第一 國務大臣の報告に関する件(農業基本法に基づく昭和五十九年度年次報告及び昭和六十年年度農業施策、林業基本法に基づく昭和五十九年度年次報告及び昭和六十年年度林業施策並びに沿岸漁業等振興法に基づく昭和五十九年度年次報告及び昭和六十年年度沿岸漁業等の施策について)

第二 千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めの件(衆議院送付)

第三 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結に関する全権委員会議(千九百八十四年七月九日から十日までパリ)の最終文書に附属する議定書の締結について承認を求めの件(衆議院送付)

第四 北太平洋のおとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求めの件(衆議院送付)

第五 船員法の一部を改正する法律案(第百一回国会内閣提出衆議院送付)

第六 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 半導体集積回路の回路配置に関する法律案(衆議院送付)

案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(木村勝男君) これより會議を開きます。

日程第一 國務大臣の報告に関する件(農業基本法に基づく昭和五十九年度年次報告及び昭和六十年年度農業施策、林業基本法に基づく昭和五十九年度年次報告及び昭和六十年年度林業施策並びに沿岸漁業等振興法に基づく昭和五十九年度年次報告及び昭和六十年年度沿岸漁業等の施策について)

農林水産大臣から發言を求められております。發言を許します。佐藤農林水産大臣。

【國務大臣佐藤守良君登壇、拍手】
○國務大臣(佐藤守良君) 農業、林業及び漁業の各昭和五十九年度年次報告並びに昭和六十年年度において請じようとするそれぞれの施策につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一に、農業について申し上げます。
農業所得は、五十九年度に入り、米の豊作等により伸びが高まっておりますが、農産物の需給は依然として緩和基調にあり、農産物の価格は弱含みで推移しております。

米については、五十九年の端境期における需給操作の問題等さまざまな問題が生じましたが、関係者の協力や五十九年度米の豊作等もあって安定供給が図られてきました。

國務大臣の報告に関する件(農業基本法に基づく昭和五十九年度年次報告及び昭和六十年年度農業施策並びに沿岸漁業等振興法に基づく昭和五十九年度年次報告及び昭和六十年年度沿岸漁業等の施策について)

一方、日米農産物貿易交渉は五十九年四月に一応の決着を見ましたが、内外の厳しい諸情勢にかんがみ、今後、農業の一層の体質強化に努めることが重要であります。

農業経営の面では、施設型部門においては生産性が大幅に向上してまいりましたが、土地利用型部門では立ちおくれしております。また、農村では、居住化、高齢化、過疎化等が進行しておりますが、そうした中でもそれぞれの条件を生かした個性的な村づくりへの模索が始まっております。

このような状況のもとでの今後の農政の重要課題は、総合的な食料自給力の維持強化を基本として、需要の動向に応じた農業生産の再編成を進め、生産性が高くなる土合のしつかりした農業の実現に努めるとともに、活力ある村づくり及び二十一世紀に向けての農業分野における先端技術の開発普及を積極的に進めていくこととあります。

以上の観点から、昭和六十年年度には、土地利用型農業の体質強化を目指した構造政策の推進、水田利用再編第三期対策の実施等需要の動向に応じた農業生産の再編成、農業生産基盤の整備等を推進するとともに、バイオテクノロジー等先端技術の開発普及と農業情報システムの開発整備、農村住民が意欲と生きがいを持てるよう農村社会の活性化を進めることとしております。さらに、健康的で豊かな食生活の保障、国際協力の推進、農業金融の充実等各般の施策を推進していく所存であります。

第二に、林業について申し上げます。
今日、我が国には約一千万ヘクタールに及ぶ人工林が造成されておられ、これが適切に維持管理されるならば、近い将来、国産材の供給力が飛躍的に増大することが期待されております。

しかしながら、最近の林業及び木材産業を取り巻く状況は、木材の需要減退と、これに伴う木材価格の長期低迷に加え、林業経営費が上昇していることなど極めて厳しく、これが林業生産活動の停滞と木材産業の不振を招いております。このよう

な状況が続くならば、将来における国産材の安定的供給と森林の有する公益的機能の高度発揮に支障を及ぼすことが懸念されております。

このような状況のもとでの今後の林政の重要課題は、国産材を主体とした木材の需要拡大、国産材の流通、加工体制の整備、効率的な林業経営の推進、成育途上にある森林資源の適正な管理、山村の振興及び国有林野事業の経営改善であります。

以上の観点から、昭和六十年年度には、国産材の安定供給体制の整備、間伐の積極的な推進、林業生産基盤の整備、担い手対策の強化等の施策を推進し、森林の持つ多面的な機能を高度に発揮させるとともに、林業とこれが主として営まれている山村の振興に努めることとしております。

第三に、漁業について申し上げます。
我が国漁業を取り巻く諸情勢は、ますます厳しなものとなっております。日ソ、日米の漁業交渉にも見られますように、漁業をめぐる国際環境は、今までの以上に困難な局面に立たされているほか、燃油等漁業生産資材価格の高水準での推移、魚価の低迷等により漁業経営は困難な状況に置かれております。他方、水産物消費の面では、昨今の国民の健康意識の高まりに伴い、水産物の栄養的特性が消費者の間で再認識されるなど明るい兆しも見られております。

このような状況のもとでの今後の水産行政の重要課題は、消費者ニーズに対応した水産物の安定的供給、我が国周辺海域の資源管理と生産構造の再編整備等を通じて経営の改善を図ることとあります。さらに、漁村の活性化を推進するとともに、バイオテクノロジーの水産分野への開発導入に努めることとあります。

以上の観点から、昭和六十年年度には、漁業生産基盤の整備と活力ある漁村の形成、我が国周辺海域における漁業の振興、経営対策の充実強化、水産物の流通加工・価格・消費対策、漁業従事者の養成確保と福祉の向上、海外漁場の確保と海洋水

昭和六十年五月二十四日 参議院會議録第十八号

産資源の開発等の施策を推進することとしております。

以上をもちまして、農業、林業及び漁業の各年次報告並びに議じようとする施策の概要の説明を終ります。(拍手)

○議長(木村睦男君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。村沢牧君。

〔村沢牧君登壇 拍手〕

○村沢牧君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました農林漁業の三白書に關連し、総理を初め閣僚大臣に質問いたします。

質問に先立つて、私は、さきの北海道南大夕張炭鉱における災害について、多数の被災者の御冥福をお祈りするとともに、政府に事故原因の徹底した究明、被災者への手厚い救済措置などを求めたいと思ふのであります。また、繰り返す災害に、鉱山保安の徹底指導など、再び災禍の起こらぬよう政府の厳しい姿勢を要求し、総理の答弁を求めます。

さて、本論に入ります。

農業白書は、農業の構造的な側面に焦点を当てて、農業、農村の現状を明らかにし、厳しい、また困難な問題に直面している農業の実態を詳細に分析しています。しかし、この白書を読んで奇異に感ずることは、このような状態を招いた今までの政策の反省もなく、その指摘と現実の農政の隔たりが余りにも大きく、これだけの問題認識を持ちながら、それに沿った農政が展開されておらないことである。

農業基本法が制定されてから二十有余年の歳月を経ましたが、現在の農業は、他産業との格差を是正し、農業と農民の地位の向上を図るという基本法の目標とは大きくかけ離れた存在になっています。そして、農水省が選択的拡大生産を指導した多くの作物は、生産過剰となつて減反を強いられ、国内で生産調整をしている農産物に対しても

国務大臣の報告に関する件(農業基本法に基づく昭和五十九年度年次報告及び昭和六十年年度農林漁業施策、林業基本法に基づく昭和五十九年度年次報告及び昭和六十年年度治山治水施策等の施策について)

外国農産物の輸入が増大し、農民の血のにじむような生産調整努力は、結果として輸入増大の機会を提供するだけの意味しか持たない状況であつて、これでは農民、農業団体の農政不信は当然のことである。

我が国の農業がこのような状態に陥つたことは、我が党が常に提唱してきた農業再建基本政策や、既に国会に提出してある農業生産振興法案、あるいは総合食糧法案などを重視し、農業の本質を無視し、猫の目農政と言われるような場当たり的な、整合性のない政策を進めてきた自民党政府の責任によるものであることは明らかであります。

総理に伺いますが、今までの農政を厳しく反省し、国政の中で農業の位置づけを明確にし、それに基づいた政策を展開すべきではありませんか、いかがお考えでありますか。

白書は、今後の農政の課題として、生産性の向上、土地利用型農業の体質強化、先端技術の開発などを強調していますが、現実の施策は、構造政策の柱となる土地盤整備事業を初め、農林予算の大幅削減、今国会に提出された制度の後退させる幾つかの法律改正に見られるように、臨調農政への転換、農畜産物価格の抑制、中核農家育成に名をかりた選別政策、農産物の市場開放など新たな農政後退への道を歩み出しているではありませんか。これでは日本農業を再建することはできません。農林水産大臣は、このような政策を転換し、二十一世紀へ向けての日本農業発展の方向を示し、食糧の安定確保と活力ある農業、豊かな農村をつくるための具体的施策を展開すべきではありませんか、その所信を伺います。

農業は、国民生活にとって最も基礎的な物資である食糧を確保する重要な役割を持っています。が、世界の食糧需給が中長期的に緊縮を許せないとき、我が国の農産物総合自給率はカロリーベースで五〇%にすぎず、特に穀物自給率は史上最低、先進国最低の三三%、自給率がこれまで低下

したことは、食糧安全保障に対する危機感すら示さず、食糧自給力強化に関する国会決議をも無視する政策をとり続けてきた結果によるものであります。食糧の安全確保は独立国の要件であり、防衛費の増大などとは比べものにならない安全保障政策の基本であります。

ところが、中曽根総理が高く評価している日米諮問委員会の提言や国内の財界の主張に見られるように、国の内外から我が国の食糧安全保障政策の見通しの声が高まっていますが、国内で必要とする食糧は、米はもろゝんのこと、その他の農産物についても国内生産で賄い、足らざるものを輸入する。食糧の国際分業論はとらないという基本姿勢を堅持し、そのことを内外に明らかにすべきであります。食糧安全確保に対する基本方針、自給率向上に関する決意と取り組み、備蓄制度の確立も含めた食糧政策について、総理並びに農林水産大臣の責任ある答弁を求めます。

次は、食糧管理制度についてであります。

食糧管理制度は、食糧の確保と国民経済に大きな役割を果たしてきましたが、最近、その運用についてはこびりや矛盾が目立ち始め、食糧見直し論や廃案論が出ています。食糧管理制度の混乱をつくり出したのは政府自身であります。政府はかかる現状を改善し、食糧制度はあくまで堅持すべきであります。総理の見解を承りたいと存じます。

これまで政府は、生産者米価の据置きと消費米価の大幅値上げ、売買逆差の解消など食糧会計の圧縮にのみ力を入れて制度の機能を形骸化してきましたが、ここの生産者米価については、田植えが始まる前から既に据置きあるいは引き下げをPRしていることは全くもってけしからぬことである。生産者米価は、あくまで食糧法に基づいて生産費を補償し、再生産を確保できるように決定すべきものであります。大蔵大臣、農林水産大臣の見解を求めます。

我が国農業は、外国農産物の輸入の増加によつ

て縮小再編成され、自給率も低下しました。白書も指摘しているように、我が国は世界最大の農産物輸入大国であります。最近、貿易摩擦に關連して、アメリカを初めEC、ASEANなどから、農産物に的を絞つたような輸入拡大、市場開放要求が一段と高まっています。加えて、ボン・サミットで中曽根総理はレーガン大統領の旗振り役を演じ、市場開放の促進、輸入の増加という役割分担を負わされた結果、日本農業は当面する行動計画で犠牲を強いられ、さらに新ラウンドで自由化を迫られるという二重の苦難な道に立たされることとなります。

ところが、中曽根内閣の農産物貿易に対する対応姿勢を見ると、市場開放要求を次から次とのおり、いわば基礎といたものが全く見受けられませんが、政府はこうした姿勢を改め、もっと主体性を持ち、できないものはできないという毅然たる態度をとるべきであります。農業については、各国とも国境調整措置を講じており、白書も、我が国も「国境調整措置を引き続き講じていくことが不可欠である」としていますが、農産物市場開放に対する基本的な考え方及び新ラウンドと農産物の関係、国境調整措置の必要性と我が国の態度について総理並びに外務大臣に伺います。

政府は、さきに対外経済対策を決め、七月を目途に市場開放の行動計画を策定しようとしていますが、総理が、「原則自由、例外制限、農林水産業も聖域としない」と発言していることに対して、農民は大きな怒りと衝撃を受けています。農林水産関係の輸入制限品目はどれをとってもそれぞれ理由があるところであり、食糧確保にとって不可欠なものであり、地域経済社会に重要な役割を果たしているものであります。これを行動計画にのせ、自由化の道を開くことは、我が国農業を丸裸にすることであつて、断じて容認することはできません。農業についてはその特殊性に留意し、特別に配慮すべきであります。総理並びに河本

貿易摩擦は、その根本原因である米国の高金利・ドル高是正、我が国の内需中心の経済政策、工業製品の輸出のあり方などに抜本的なメスを入れなければ、農産物の市場開放ぐらいで解消できるものではありません。特に大幅減税による内需拡大政策は重要と思われませんが、貿易摩擦解消対策について総理並びに大蔵大臣、河本国務大臣の見解を尋ねます。

次は、林業問題についてであります。

現在の林業経営は厳し過ぎるほど厳しい状態に置かれています。政府はさきに対外経済対策の一環として、森林・林業及び木材産業の活力を回復させるため、当面五カ年間にわたって特別対策を講じ、その進捗状況を見つつ、おおむね三年目から合板等の関税を引き下げるという方針を決めました。

総理に伺いますが、森林・林業の重要性と林業振興の基本政策についてどう考えるか。また、この五カ年計画を策定するに当たったの財政措置、内容、規模についていかなる構想を持って関係省庁に検討を指示されたのですか。この計画は一日も早く決定すべきであると思いますが、その決意を示してください。

この財源問題について、特に講ずるということ
は、六十年度の財政上、またそれ以降においても
特別の配慮が加えられるものと理解しております
が、大蔵大臣の見解を求めます。

農林水産大臣は、この関税の引き下げ、また林業の特別対策についても所信を明らかにしてください。

次は、国有林についてであります。

戦前戦後を通じて過伐、乱伐を繰り返し、資源を食いつぶしてきた国有林は、林業全体の構造的不況も加わって財政が極度に悪化しており、このまま推移するならば数年を経ずして国有林会計は破産をしてしまうことは明らかであります。このような状態になったことは、今までの施策の欠陥とともに、独立採算制の財政制度そのものにも構

造的な要因があります。国有林野事業経営の対象となつてゐる森林のうち、経済林は三七％にとどまり、六〇％以上は、経費はかかるが収入の面であり、期待ができない保安林、公益的機能を持つ施業制限林であります。したがつて、政府は、こうした林分に対しては一般会計から繰り入れる等の措置を強化すべきであります。また、国有林会計借入金金の利子補給など思い切つた財政措置を講ずべきであります。大蔵大臣、農林水産大臣の見解を求めます。

最後に、漁業問題について質問します。

漁業も極めて厳しい、未曾有の困難に直面していますが、漁業が抱える基本的な問題を計画的に解決するためには、現行の沿岸漁業等振興法では対処することがもはや困難であります。したがって、二百海里時代に十分対応できる漁業基本法の制定と漁業法体系の整備、さらには政府・行政機関等の拡充強化が急務であると考えますが、政府の前向きな見解を伺います。

第二に漁業外交であります。

は、いづれを見ても困難な問題に直面しています
が、特に現在モスクワで行われている日ソサケ・
マス交渉は難航し、漁期半ばに至るもいまだ妥結
しないことはまことに遺憾であり、この交渉に対
する政府の認識の甘さを指摘するものでありま
す。やるせない気持ちで出漁を待っている漁民の
立場に立つて、一日も早く妥結するよう最大限の
努力をすべくありますが、交渉の現状とその見
通しを明らかにしてください。

そして、既に深刻な問題と

と関連産業の経済的損失に対しての政府の責任による十分な補償措置が必要であると考えますが、政府にその用意がありますか。また政府は、今後、北洋漁業の恒久的安定を図るために、日ソ両国間の善隣関係を積極的に推進する必要があると思いますが、どう対処されるのか、農林水産大臣、外務大臣の答弁を求めます。

以上、私は、三白書に関連して重要課題について

て質問いたしました。政府の前向きな答弁を要請して、質問を終わります。（拍手）

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) まず、南大夕張炭鉱事故につきましては、御遺難なさいました御遺族の皆様方に心から哀悼の意を表する次第でございます。

政府は、このような炭鉱災害がないように保安に十分注意してきたところでございますが、このような大災害を起こしまして、まことに遺憾にたえない次第でございます。このような類似災害をさらに防止し、適切な対策を講ずるためには徹底的原因究明がまず必要でございます。今次災害の原因究明につきましては、災害発生の翌日の五月十八日に、通産省に学識経験者から成る事故調査委員会を発足させまして、今、鋭意検討しております。

なお、被災者及びその御遺族に対する労災補償につきましても、早期支払いのため既に体制を整備しておるところでございます。御遺族の皆様方の今後の生活を確保するため、就職その他につきましても十分万全の対策を講ずる考えでございます。

次に、適切な農政の展開の問題でございます。

農林水産業は、前から申し上げますように、私は、農は国のもと、農林水産は生命産業であるとして、そう申し上げておるとおりでありまして、その役割は食糧等の安定供給を初め、健全な地域社会の形成、及び国土、自然環境の保全等重要な役割を担っております。この行政の展開に当たりましては、総合的な食糧自給力の維持強化を基本とし、農林水産業の体質強化を図るとともに、農山漁村の活性化を図るように積極的に進めてまいりたいと思います。

食糧の安全保障の問題でございますが、食糧は国民生活にとって最も基礎的な物資であり、食料の安定供給と安全保障の確保は国政の最重要課題の一つであると考えております。したがいまし

て、食糧をめぐる内外情勢あるいは長期展望を踏まえまして、総合的な食糧自給力の維持強化を基本として、農業の生産性の向上と需要の動向に応じた農業生産の再編成を推進してまいりたいと思います。なお、国内の不作や輸入障害の事態に備え、適正な備蓄を確保することも必要であると考えます。

食管制度につきましては、國民の主食である米を政府が責任を持って管理することにより、生産者に対してはその再生産を確保し、消費者に対しては安定的にその供給責任を果たすという食管制度の根幹は今後とも堅持してまいらねばなりません。

次に、市場開放の問題でございますが、農業は、国民生活にとって最も基礎的な物資である食糧の供給を初め、国土、自然環境の保全等極めて重要な役割を果たしていることは前に申し上げたとおりであります。農業の対外経済問題の対応に当たりましては、関係国との友好関係に留意しつつ、国内農産物の需給動向等を踏まえ、我が国農業の健全な発展と調和のとれた形で行われることが基本的な考えであります。諸外国に対しては、我が国農業の実情、これまでの市場開放措置等を十分説明し、その理解を得るように今後とも努力してまいります。

ニューラウンドの交渉につきましては、私は、

ミッテラン大統領が、ヨーロッパの共同農業機構に對していろいろ干渉がましいことを言われるのを非常に恐れて、懸念していたようなことであると思ひましたので、ニューラウンドの場合においても、これは農業も含めて包括的にパランスのとれた交渉の進め方をやりましょうと。農業だけを犠牲にしたり、農業を突出させるようなことは私も賛成しない。そういうことを申し上げてきて、ニューラウンドの前進に努めたということなので、農業のみを突出して取り上げるといふようなことはありません。パランスのとれたパッケージを目指して進みたいと思つておるのであります。

六三八

次の林業政策の問題であります。これも農水大臣からお答えがっておりますが、今まさに所管省において研究中でございます。そこで、その結果を待ちまして協議し、相談、検討するということになろうかと思いますが、現状を十分認識して対応してまいりたいと、このように考えます。

昭和六十年五月二十四日 参議院會議録第十八号

議以降、我が国の食糧自給力は強化されているとお考えになっているのかどうか。また、今後、経済の国際化が進む中で、総理は食糧についての自給率及び自給力の維持強化という課題にどう対処される所存か、明確にお答えいただきたい。

さらに、今我が国の農山村においては、兼業化はもとより、急速な高齢化が進み、これとあわせ、耕作放棄された田畑も全国では三十万ヘクタール近くに達し、少し不便な山間地になると、農作物にかかわって植林が進むなど、その荒廃ぶりは深刻の一途をたどっておりであります。もはや林業、漁業も含め、小手先の対策ではどうしようもないところまで来ております。農林漁業の健全な発展なくして国の長期的発展も望めないことは言うまでもありません。このような現状の我が国の農林漁業に対し、総理は中長期的視点からどのような再建策を講ずるお考えをお持ちか、承りたいと思っております。

次に、農業生産の再編について伺いたします。我が国における食糧の需要動向を見ると、中長期的にはますます米の需要は減退し、十五年後の二十一世紀初頭には百万ヘクタール程度の減反を余儀なくされるものと見込まれています。その場合、この約百万ヘクタールに及ぶ田んぼには一体現在の米にかかわる何の作物をつくれればよいのか。このことについて国が責任を持って基本的な考え方を示さなければ、農家は安心して長期の営農計画は立てられません。

その有力な打開策として一つの提言を申し述べると、我が国における自給率低下の最大の要因になっている畜産の飼料を、米にかかわって積極的に生産拡大する政策を基本としていく以外にはないと思っております。中でも、トウモロコシやえさ米などの子実のみでなく、茎や葉まで一括に刈り込みサイレージ詰めするホルクroppサイレージという飼料生産方式があります。この方法は、採算面から見ても、輸入飼料に対抗できる

ものとして有望視されております。したがって、農家経営の安定や自給体制を強化していく見地からも、政府は具体的裏づけ措置を講じつつ、この方式の導入について積極的な取り組みを開始すべきものと考えますが、どうですか。

また、我が国農業をめぐる厳しい諸情勢に対処し、構造政策やコスト低下など、農業経営についてはその体質強化が迫られております。にもかかわらず、政府の各種施策には整合性が欠けており、政策効果についても疑問視されるものが多く見受けられます。政府は、今こそこれら体質強化のため、整合性のとれた総合的政策体系の確立を急ぐべきであると考えますが、どうですか。

次に、漁業についてお尋ねいたします。本格的二百海里時代を迎え、いかにして我が国漁業の安定と発展を図るか、また、国民の必要とするたんばく質食糧をいかにして安定的に供給するかということが現在の水産政策に与えられた最大の課題であります。しかしながら、現状を見ますと、日ソサケ・マス漁業交渉、日米漁業交渉、さらに捕鯨の全面禁止等に見られますように、諸外国の漁業規制には一段と厳しいものがあり、加えて、こうした相次ぐ漁業規制の強化や構造的な経営不振に対処するため、業界はますます減船を余儀なくされ、共補償等のため漁業経営は危機的状況にあります。さらに、我が国周辺海域では外国漁船が無法とも言える状況で操業し、我が国の漁業資源に重大な影響を及ぼしている事実があります。

政府は、このような重大なときに当たり、いかなる施策を講ずる考えか。特に漁業外交については、総合的見地からの一層の外交努力が緊要と思うがどうか。また、我が国周辺海域における漁業振興策並びに漁業生産構造の再編対策についてはいかなる手だてを講ずる用意があるのか、答弁を求めます。

なお、先般、樺太沖において漁船が遭難し、奇跡的にも三名が漂流の後、生還されたものの、十三名の犠牲者を出すという痛ましい事故が発生しました。もしも、よりすぐれた救命器具が装備されていたならば、もっと多くの人命が救われていたと考えられます。白書によれば、最近の漁船の海難事故は、毎年、救助を要する漁船隻数で何と一千隻前後、死亡、行方不明者数では百数十名に達しているとのこととです。これらの救助に当たる方々の労を多とするものでありますが、漁船の海難防止対策及び救助対策の一層の強化について、運輸大臣並びに農水大臣の答弁を求めるものであります。

最後に、林産業と山村の活性化対策についてお尋ねいたします。FAOは、本年を国際森林年とすることを決定し、また総理も五十八年に緑化推進運動を提唱されました。しかし、このような緑ブームのみで我が国林業の構造的な不況を克服できるわけのものではないことは言うまでもありません。そこで総理は、林業、山村の活性化という課題にどう対処されるのか。また、その場合、緑化推進運動の中において森林や山村の活性化という課題はどのように位置づけられているのかということもあわせて所信をお伺いしたい。

また、現在、我が国林業、山村を活性化させるためには、林業生産の集約化を図る見地から、多様で高度な施策が行われるよう技術指導を強化するほか、流通、加工体制の高度化や林道網の整備を進めるなど、外材との対抗力を強める施策を強力に推進すべきであります。なお、建築行政の中においては、木質のよさを科学的に見直し、木材や木製品の需要開発に一層の努力を払うべきものと考えますが、建設大臣のお考えをお伺いしたい。

さらに、我が国土は急傾斜で雨も多いという自然条件下にあり、森林の持つ国土保全、洪水防止、水源涵養など公益的機能に対し、その高度発揮が強く要請されています。我が国の林野行政においても、とりわけ昭和四十年代後半からこうした事柄に配慮した森林施策のあり方という方向への転換がなされてはきておりますが、今日でもなお不十分なところが見受けられます。効率性の追求を余儀なくされる中で公益的機能の発揮という課題は厳しい注文となりますが、杉やヒノキなどの人工林化のみでなく、地質や気象条件など自然の生態系にマッチした高度な森林施策ということについて、技術研究も含め、より一層取り組みを強化すべきものと考えます。このことについて農水大臣の御答弁をお伺いし、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
○国務大臣(中曾根康弘君) 藤原議員の御質問にお答えをいたします。まず、最近の北海道、九州の炭鉱災害事故につきましては、御遺族の皆様方に心から哀悼の意を表する次第でございます。なお、対策につきましては万全を期してまいり所存でございます。

農林物資総点検の基準の問題でございますが、原則自由、例外制限という基本的観点に立って対応いたします。この場合、例外として取り扱われる制限分野に属させるものは、先ほど申し上げましたとおり、国家の安全、環境の保全、あるいは国民生活の維持安全にかかわるもの、その他国際的にも十分説明し得るものに限り、制限内容も必要最小限のものに限定すべきものと考えます。アクションプログラムにおける農業の取り扱いにつきましては、国民生活あるいは国民経済における役割等を十分勘案して、その特殊性にも十分留意しつつ対処してまいり所存でございます。

次に、農林漁業再建策でございますが、農林水産業を取り巻く内外の厳しい情勢のもとで、体質強化及び農山村社会の活性化を進めることが必要であると考えます。このため、中核的な担い手の育成と経営規模の拡大、生産基盤の計画的整備、技術の開発普及、活力ある村づくりの推進等の施策を展開してまいりたいと思っております。特に漁

柄に配慮した森林施策のあり方という方向への転換がなされてはきておりますが、今日でもなお不十分なところが見受けられます。効率性の追求を余儀なくされる中で公益的機能の発揮という課題は厳しい注文となりますが、杉やヒノキなどの人工林化のみでなく、地質や気象条件など自然の生態系にマッチした高度な森林施策ということについて、技術研究も含め、より一層取り組みを強化すべきものと考えます。このことについて農水大臣の御答弁をお伺いし、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
○国務大臣(中曾根康弘君) 藤原議員の御質問にお答えをいたします。まず、最近の北海道、九州の炭鉱災害事故につきましては、御遺族の皆様方に心から哀悼の意を表する次第でございます。なお、対策につきましては万全を期してまいり所存でございます。

農林物資総点検の基準の問題でございますが、原則自由、例外制限という基本的観点に立って対応いたします。この場合、例外として取り扱われる制限分野に属させるものは、先ほど申し上げましたとおり、国家の安全、環境の保全、あるいは国民生活の維持安全にかかわるもの、その他国際的にも十分説明し得るものに限り、制限内容も必要最小限のものに限定すべきものと考えます。アクションプログラムにおける農業の取り扱いにつきましては、国民生活あるいは国民経済における役割等を十分勘案して、その特殊性にも十分留意しつつ対処してまいり所存でございます。

次に、農林漁業再建策でございますが、農林水産業を取り巻く内外の厳しい情勢のもとで、体質強化及び農山村社会の活性化を進めることが必要であると考えます。このため、中核的な担い手の育成と経営規模の拡大、生産基盤の計画的整備、技術の開発普及、活力ある村づくりの推進等の施策を展開してまいりたいと思っております。特に漁

国務大臣の報告に関する件(農業基本法に基づく昭和五十九年度年次報告及び昭和六十年年度農業施策、林業基本法に基づく昭和五十九年度年次報告及び昭和六十年年度沿岸漁業等の施策について)

昭和六十年五月二十四日 参議院會議録第十八号

木造住宅振興のための施策を講ずるほか、民間の技術開発等で性能の向上を図ったものにつきましては基準の緩和を図る等の措置を講じ、建築物における木材利用の拡大を図っているところであります。今後ともこれらの施策の充実のために全力を挙げてまいりたいと思ひます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(木村睦男君) 日程第二 千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

日程第三 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結(千九百八十四年七月九日から十日までパリ)の最終文書に附属する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第四 北太平洋のおととせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長(報告を求めます。外務委員長平井卓志君。

審査報告書

千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年五月二十一日

外務委員長 平井 卓志
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、海上における遭難者を迅速かつ

千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件外二件

効果的に救助するため、沿岸国が自国の周辺水域における捜索救助制度を確立するとともに、関係国間で捜索救助活動の調整等の協力を行うことを定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、捜索救助活動の国際協力を促進する見地から有意義であると考えられるので、妥協な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年五月九日

衆議院議長 坂田 道太
参議院議長 木村 睦男殿

千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約

この条約の締結国は、海上における遭難者に援助を与えること並びにすべての沿岸国による沿岸の監視のための及び捜索救助業務のための適切な効果的な制度の確立が、諸条約において極めて重要であるとされていることに留意し、

海上及びその上空における安全に関する活動について幾つかの政府間機関の間で調整することが

望ましいことを認める千九百六十年の海上における人命の安全のための国際会議において採択した勧告第四十号を考慮し、

このような活動を、海上における遭難者の救助のための海上交通の要請に応じた国際的な海上捜索救助計画を確立することによつて発展させ及び促進することを希望し、

全世界の捜索救助組織の間及び海上における捜索救助活動に参加するこれらの組織の間の協力を促進することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条 この条約に基づく一般的義務

締結国は、この条約及びこの条約の不可分の一部を成す附属書の完全な実施に必要なすべての立法その他の適当な措置をとることを約束する。別段の明文の規定がない限り、「この条約」というときは、同時に附属書を含めていうものとする。

第二条 他の条約及び解釈

(1) この条約のいかなる規定も、国際連合総会決議第二千七百五十号(第二十五回会期)に基づいて招集される国際連合海洋法会議による海洋法の法典化及び発展を妨げるものではなく、また、海洋法に関する並びに沿岸国及び旗国の管轄権の性質及び範囲に関する現在又は将来におけるいづれの国の主張及び法的見解も害するものではない。

(2) この条約のいかなる規定も、他の国際文書の規定する船舶についての義務又は権利を害するものと解してはならない。

第三条 改正

(1) この条約は、(2)又は(3)に定める手続に従つて改正することができる。

(2) 政府間海事協議機関(以下「機関」という。)における審議の後の改正

(a) 締結国が提案しかつ機関の事務局長(以下「事務局長」という。)に提出された改正案又は国際民間航空条約第十二附属書の関連規定の改正の結果事務局長が必要と認める改正案

は、機関の海上安全委員会における審議の少なくとも六箇月前に、機関のすべての加盟国及びすべての締結国に対し回章に付する。

(b) 締結国は、機関の加盟国であるかないかを問わず、改正案の審議及び採択のため海上安全委員会の審議に参加する権利を有する。

(c) 改正案は、海上安全委員会に出席しかつ投票する締結国の三分の二以上の多数による議決で採択する。ただし、改正案の採択の際に締結国の少なくとも三分の一が出席していることを条件とする。

(d) (c)の規定に従つて採択された改正は、受諾のため、事務局長がすべての締結国に送付する。

(e) いずれかの条又は附属書 2.1, 4, 2.1, 5, 2.1, 7, 2.1, 10

1.若しくは1.1の規定の改正は、事務局長が締結国の三分の二から受諾書を受領した日に受諾されたものとみなす。

(f) 附属書 2.1, 4, 2.1, 5, 2.1, 7, 2.1, 10

1.若しくは1.1の規定の改正は、受諾のため締結国に送付された日から一年を経過した日に受諾されたものとみなす。ただし、その一年の期間内に三分の一を超える締結国により事務局長に対しその改正に反対する旨の通告が行われた場合には、その改正は、受諾されなかつたものとみなす。

(g) いずれかの条又は附属書 2.1, 4, 2.1, 5, 2.1, 7, 2.1, 10

1.若しくは1.1の規定の改正は、次に定めるところにより効力を生ずる。

(i) 当該改正を受諾した締結国については、当該改正が受諾されたときとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。

六四二

- 7 「海上捜索調整者」とは、特定の捜索区域における船舶の行方捜索救助活動を調整するために指定された船舶(救助隊に属する船舶を除く)の船長をいう。
 - 8 「緊急の段階」とは、場合に依り、不確実の段階、警戒の段階又は遭難の段階を意味する包括的な用語である。
 - 9 「不確実の段階」とは、船舶及びその乗船者の安全が不確実である状態をいう。
 - 10 「警戒の段階」とは、船舶及びその乗船者の安全が憂慮される状態をいう。
 - 11 「遭難の段階」とは、船舶又はその乗船者が、重大なかつ急迫した危険にさらされていること及び即時の援助を必要とすることについて合理的な確実性がある状態をいう。
 - 12 「不時着水」とは、航空機が海面に不時着することをいう。
- 第二章 組織
- 2.1 捜索救助業務の実施及び調整のための措置
 - 2.1.1 締約国は、自国の沿岸水域における遭難者に対して適切な捜索救助業務を実施するために必要な措置をとることを確保しなければならない。
 - 2.1.2 締約国は、自国の捜索救助組織及びその組織のその後の重要な変更に関する情報であつて次の事項を含むものを事務局長に送付しなければならない。
 - 2.1.3 自国の海上捜索救助機関
 - 2.1.4 設置した救助調整本部の所在地、電話番号、加入電信番号及び責任を有する区域
 - 2.1.5 主な利用可能な救助隊
 - 2.1.6 事務局長は、1.の情報を適切な方法で、すべての締約国に送付しなければならない。
 - 2.1.7 捜索救助区域は、関係締約国間の合意による。
 - 2.2 締約国は、海上におけるいづれの遭難者にも援助を与えることを確保しなければならない。
 - 2.2.1 締約国は、遭難者の国籍若しくは地位又は遭難者の発見されるときに状況にかかわらずこのことを行わなければならない。
 - 2.2.2 締約国は、自国の沿岸水域において捜索救助業務を行うために必要な施設の調整のための措置をとらなければならない。
 - 2.2.3 締約国は、捜索救助業務の総合的な調整のための国内制度を確立しなければならない。
 - 2.2.4 救助調整本部及び救助支部の設置
 - 2.2.5 2.2.1及び2.2.2の要請に応ずるため、締約国は、捜索救助業務のための救助調整本部を、適当と認める場合には救助支部を、設置しなければならない。
 - 2.3 締約国の権限のある当局は、救助支部が責任を有する区域を決定しなければならない。
 - 2.3.1 2.3.2の規定により設置された救助調整本部及び救助支部は、遭難通信を海岸無線局を経由して又は他の方法で受信するため適切な手段を有しなければならない。また、救助調整本部及び救助支部は、これらにより調整される救助隊及び場合に依り隣接区域内の救助調整本部又は救助支部と適切な通信手段を有しなければならない。
 - 2.4 救助隊の指定
 - 2.4.1 締約国は、次のいずれかのことを行わなければならない。
 - 2.4.2 1. 救助隊として、適切に配置されかつ装備された国の機関若しくは他の適当な公私の機関又はこれらの一部を指定すること。
 - 2.4.3 2. 捜索救助組織の構成要素として、救助隊として指定するには適さないが捜索救助活動に参加することのできる国の機関若しくは他の適当な公私の機関又はこれらの一部を指定すること。この場合においては、その構成要素の機能を明らかにしなければならない。
 - 2.5 救助隊の施設及び装備
 - 2.5.1 救助隊は、その任務に適した施設及び装備を備えなければならない。
 - 2.5.2 救助隊は、同一の活動に従事している他の救助隊又は捜索救助組織の構成要素と迅速かつ確実な通信手段を有するものとする。
 - 2.5.3 生存者に投下するための救命用品を入れた容器又はこん包は、2.5.4の規定による色彩基準並びに印刷した表示及び一見してわかる表象(その表象が存在する場合に限る。)によつて、その内容の概要を示すものとする。
 - 2.5.4 救命用品を入れた投下可能な容器及びこん包の内容の色彩による識別は、次の基準に従つて着色した帯状の印を付すことにより行うものとする。
 - 2.5.5 赤 医療品及び応急医療用品
 - 2.5.6 黄 食料及び水
 - 2.5.7 青 毛布及び防護服
 - 2.5.8 黒 ストープ、おの、コンパス、調理用具その他の用具
 - 2.5.9 救命用品を一の容器又はこん包に混入して投下する場合には、色彩基準を組み合わせて使用するものとする。
 - 2.5.10 救命用品の使用説明書は、投下可能な容器又はこん包のそれぞれに入れておくものとする。使用説明書は、英語及び少なくとも他の二の言語で印刷するものとする。
 - 3.1 第三章 協力
 - 3.1.1 締約国は、自国の捜索救助組織の調整を行

わなければならない。また、締約国は、必要な場合には、隣接国との間で捜索救助活動の調整を行うものとする。

3.1.2 締約国は、他の締約国の救助隊が海難の位置の捜索及びその海難の生存者の救助の目的のみをもつて当該締約国の領海、領土又は領空へ直ちに立ち入ることを認めるものとする。ただし、当該他の締約国との間で別段の合意のある場合を除き、当該締約国の適用のある国内法令に従うことを条件とする。当該締約国がその立入りを認める場合において、捜索救助活動は、実行可能な限り、当該締約国の適当な救助調整本部又は当該締約国が指定した他の当局によつて調整されなければならない。

3.1.3 締約国の当局は、海難の位置の捜索及びその海難の生存者の救助の目的のみをもつて他の締約国の領海、領土又は領空へ自国の救助隊を立ち入らせることを希望するときは、当該他の締約国との間で別段の合意のある場合を除き、予定する任務の詳細及び必要性を示して、当該他の締約国の救助調整本部又は当該他の締約国が指定した他の当局にその旨の要請を行わなければならない。

3.1.4 締約国の権限のある当局は、次のことを行わなければならない。

1. 1.1の規定による要請を受けたことを直ちに確認すること。
2. 立入りを認めた救助隊による予定の任務の遂行に当たつて条件を付す場合には、できる限り速やかにその条件を示すこと。

3.1.5 締約国は、隣接国との間で、自国の領海、領土又は領空へ当該隣接国の救助隊が立ち入るための条件及び当該隣接国の領海、領土又は領空へ自国の救助隊が立ち入るための条件を定めた合意をするものとする。また、この合意には、可能な限り簡易な手続により救助隊の立入りを迅速に行うことについて規定するものとする。

3.1.6 締約国は、救助調整本部が次のことを行うことを認めるものとする。

1. 必要に応じ、他の締約国の救助調整本部に援助（船舶、航空機、要員又は装備）についての援助を含む。）を要請すること。
2. 1.の船舶、航空機、要員又は装備の自国の領海、領土又は領空への立入りに対し、あらゆる必要な許可を与えること。
3. 2.に規定する立入りを迅速に行わせるため、適当な税関、出入国管理その他の当局とともに必要な措置をとること。

3.1.7 締約国は、他の締約国の救助調整本部から要請されるときは同本部に対し自国の救助調整本部が援助（船舶、航空機、要員又は装備）についての援助を含む。）を与えることを認めるものとする。

3.1.8 締約国は、隣接国との間で、施設の共同管理、共通の手続の設定、合同の研修及び訓練の実施、国家間の通信回線の定期的な点検、救助調整本部の要員の連絡訪問並びに捜索救助情報の交換に関する合意をするものとする。

3.2

3.2.1 航空機捜索救助業務との調整

締約国は、自国の捜索救助区域及びその上空において最も効果的かつ効率的な捜索救助業務を実施するために、船舶捜索救助業務と航空機捜索救助業務との間で最も緊密かつ実行可能な調整が行われることを確保しなければならない。

3.2.2 締約国は、実行可能な場合には、船舶捜索救助業務及び航空機捜索救助業務の双方の業務を行うため、合同の救助調整本部及び救助支部を設置するものとする。

3.2.3 同一の区域について、船舶捜索救助業務のための及び航空機捜索救助業務のための救助調整本部又は救助支部が別個に設置されている場合には、締約国は、これらの本部又は支部の間の最も緊密かつ実行可能な調整が行われることを確保しなければならない。

3.2.4 締約国は、船舶捜索救助業務のために設けられた救助隊及び航空機捜索救助業務のために設けられた救助隊による共通の手続の使用を可能な限り確保しなければならない。

4.1

4.1.1 救助調整本部及び救助支部は、その区域における捜索救助活動に関連する次の事項に関する情報を含む利用可能な最新の情報を有しなければならない。

1. 救助隊及び沿岸監視機関
2. 捜索救助活動に役立つ可能性のあるあらゆる他の公私の施設（輸送施設及び燃料供給施設を含む。）
3. 捜索救助活動に使用することができ通信手段
4. 船舶に関する不可欠の情報の入手について援助を与えることができる船舶会社代理人、領事当局、国際機関及び他の機関の名称、電報及び加入電信のあて名並びに電話及び加入電信の番号
5. 捜索救助活動に従事する可能性のあるすべての無線局の設置場所、呼出符号又は海

上移動業務識別、聴守時間及び周波数
6. 捜索救助区域についての気象の予報及び警報を発するすべての海岸無線局の設置場所、呼出符号又は海上移動業務識別、聴守時間及び周波数
7. 無線聴守を行つていない無線局の設置場所、聴守時間及び聴守周波数
8. 位置不明の又は未報告の難破物に関連する可能性のある物
9. 投下可能な非常用救命用品が保管されている場所

4.1.2

救助調整本部及び救助支部は、その区域内にある船舶であつて海上における遭難船舶又は遭難者に対し援助を与えることができるものの位置、針路、速力及び呼出符号又は船舶局識別に関する情報を直ちに入手するものとする。この情報は、救助調整本部が保有するか又は必要ときは直ちに入手可能なものでなければならない。

4.1.3

救助調整本部及び救助支部は、その区域における捜索救助活動に関連する情報を表示し及び図示するために、大縮尺の海図を備えなければならない。

4.2

4.2.1

救助調整本部及び救助支部は、その区域における捜索救助活動を行うための詳細な計画又は指針を有しなければならない（自らが作成したかしないかを問わない。）。

4.2.2

4.2.1の計画又は指針には、捜索救助活動に従事する船舶、航空機及び車両（他国が提供したものを含む。）を整備し及びこれらに燃料を補給するための措置を可能な範囲で明記しなければならない。

4.2.3

4.2.1の計画又は指針には、その区域において

昭和六十年五月二十四日 参議院會議録第十八号 千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件外二件 六四六

捜索救助活動に従事する者がとるべき行動に
関し、次の事項を含む詳細な事項を含むもの
とする。

1. 捜索救助活動を行う方法
 2. 利用可能な通信方式及び通信施設の使用
 3. 他の救助調整本部又は救助支部と適当な
場合に共同でとるべき行動
 4. 海上の船舶及び飛行中の航空機に警報を
発する方法
 5. 捜索救助活動のために任命された要員の
任務及び権限
 6. 気象その他の条件により必要となり得る
装備の再配備
 7. 捜索救助活動に関連する不可欠な情報、
例えば、適当な水路通報並びに気象及び海
象の通報及び予報を得るための方法
 8. 必要な援助(船舶、航空機、要員及び装
備)についての援助を含む、を、適当な場合
には、他の救助調整本部又は救助支部から
得るための方法
 9. 救助船その他の船舶が遭難船舶と出会う
ことを援助するための方法
 10. 不時着水をする遭難航空機が船舶と出会
うことを援助するための方法
- 4.3 救助隊の準備
- 4.3.1 指定された救助隊は、その任務に対応する
ことができる準備状態を維持しなければなら
ない。また、救助隊は、その準備状態を適当
な救助調整本部又は救助支部に常時通報する
ものとする。
- 5.1 第五章 活動手続
- 5.1.1 緊急事態に関する情報
- 締約国は、実行可能かつ必要と認める無休
聴守を、国際遭難周波数で行うことを確保し
なければならない。遭難呼出し又は遭難通報

を受信した海岸無線局は、次のことを行わな
ければならない。

1. 適当な救助調整本部又は救助支部に直ち
に通報すること。
 2. 船舶に通報するため、一又は二以上の国
際遭難周波数その他の適当な周波数で、必
要な範囲で再送信を行うこと。
 3. 2.に規定する再送信を行う際に、適当な
自動緊急信号がまだ発せられていないとき
は、その信号を前置すること。
 4. 権限のある当局により決定されたその後
の措置をとること。
- 5.1.2 捜索救助組織のいずれの当局又は構成要素
も、船舶が緊急の状態にあると信するに足り
る理由がある場合には、できる限り速やかに、
関係する救助調整本部又は救助支部に対
し、すべての利用可能な情報を提供するもの
とする。
- 5.1.3 救助調整本部及び救助支部は、緊急の状態
にある船舶に関する情報を受領したときは直
ちに、その情報を評価し、5.2の規定により緊
急の段階を決定し、及び必要な活動の範囲を
決定しなければならない。
- 5.2 緊急の段階
- 5.2.1 活動の目的のため、緊急の段階は、次に定
めるところに従つて、不確実、警戒又は遭難
のいずれかの段階に区別しなければならない。
1. 次のいずれかの場合が生じたときは、不
確実の段階とする。
 - 1.1 当該船舶の目的地への到着が遅延して
いる旨の報告があつた場合
 - 1.2 当該船舶が位置又は安全に関して予定

された報告を行わなかつた場合

2. 次のいずれかの場合が生じたときは、警
戒の段階とする。
 - 2.1 不確実の段階に引き続き、当該船舶と
連絡をとることを試みたが成功せず、か
つ、他の適当な関係先に照会したが成果
が得られなかつた場合
 - 2.2 遭難している可能性はないが当該船舶
の運航能力が阻害されていることを示す
情報を受領した場合
3. 次のいずれかの場合が生じたときは、遭
難の段階とする。
 - 3.1 当該船舶又はその乗船者が重大なかつ
急迫した危険にさらされ、かつ、即時の
援助を必要としているとの明確な情報を
受領した場合
 - 3.2 警戒の段階に引き続き、当該船舶と連
絡をとることを更に試みたが成功せず、
かつ、更に広範囲な関係先に照会したが
成果が得られなかつたことにより、当該
船舶の遭難した可能性が示された場合
 - 3.3 遭難している可能性がある程度にまで
当該船舶の運航能力が阻害されているこ
とを示す情報を受領した場合

- 5.3 緊急の段階において救助調整本部及び救助支
部がとる手続
- 5.3.1 不確実の段階を宣言したときは、場合に
じて救助調整本部又は救助支部は、船舶の安
全を確認するために照会を開始し、又は警戒
の段階を宣言しなければならない。
- 5.3.2 警戒の段階を宣言したときは、場合に
て救助調整本部又は救助支部は、行方不明の

船舶についての照会の範囲を拡大し、適当な
捜索救助機関に警報を発し、及びその時の状
況に照らして必要とされる3.に定める行動を
開始しなければならない。

- 5.3.3 遭難の段階を宣言したときは、場合に
て救助調整本部又は救助支部は、次のこと
を行わなければならない。
1. 4.2の活動計画又は活動指針に従つて行動
を開始すること。
 2. 適当な場合には、船舶の位置の不確実の
程度を評価し、及び捜索区域の範囲を決定
すること。
 3. 可能な場合には、船舶所有者又はその代
理人に通報し、及び事態の進展についてこ
れらの者に常時通報すること。
 4. 援助を要請する可能性のある又は活動に
関係する可能性のある他の救助調整本部又
は救助支部に通報すること。
 5. 海上における多くの遭難において、付近
の他の船舶が捜索救助活動にとって重要な
要素であることを考慮し、捜索救助組織に
は特に含まれていない航空機、船舶又は公
私機関から得ることができる援助を早期
に要請すること。
 6. 活動を行うための包括的な計画を利用可
能な情報に基づいて作成し、その計画を
5.7又は5.8の規定に従つて指定された現場指
揮者又は海上捜索調整者に対し、指針とす
るため通報すること。
 7. 必要に応じ、6の指針を状況に照らして
修正すること。
 8. 関係する領事当局若しくは外交当局に又
は、事故が難民若しくは流民を含む場合に
は、権限のある国際機関に通報すること。
 9. 適当な場合には、事故調査当局に通報す

昭和六十年五月二十四日 参議院会議録第十八号

千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件外二件

六四七

- 5.3.4 位置が不明である船舶に関する捜索救助活動の開始
- 5.3.4.1 位置が不明である船舶に関して緊急の段階が宣言された場合には、次の規定を適用しなければならない。
- 1 救助調整本部又は救助支部は、緊急の段階が存在することを通報され、かつ、他の救助調整本部又は救助支部が適当な行動をとっていることについて了知していない場合には、適切な行動を開始する責任を負わなければならない。また、責任を直ちに負うべき救助調整本部又は救助支部を指定するために、隣接の救助調整本部又は救助支部と協議しなければならない。
 - 2 関係する救助調整本部又は救助支部の間の合意により別段の決定が行われない限り、指定される救助調整本部又は救助支部は、船舶の最後の位置の通報の際に当該船舶が存在した区域について責任を有する救助調整本部又は救助支部でなければならない。
 - 3 遭難の段階を宣言したときは、捜索救助活動の調整を行う救助調整本部又は救助支部は、必要な場合には、緊急の状態及びその後の事態の進展に関するすべての状態を他の適当な救助調整本部又は救助支部に通報しなければならない。
- 5.3.5 緊急の段階が宣言された船舶への情報の伝達
- 5.3.5.1 捜索救助活動の責任を有する救助調整本部又は救助支部は、可能な場合には、開始した捜索救助活動に関する情報を緊急の段階が宣言された船舶に対し伝達する責任を負わなければならない。
- 5.4 二以上の締約国にかかわる場合の調整
- 5.4.1 二以上の締約国が捜索救助区域全域にわたる活動の実施に責任を有する場合において、その区域の救助調整本部によつて要請されたときは、これらの締約国は、2の活動計画又は活動方針に従つて適当な行動をとらなければならない。
- 5.5 捜索救助活動の終了及び停止
- 5.5.1 不確実の段階及び警戒の段階
- 5.5.1.1 場合に依つて救助調整本部又は救助支部は、不確実の段階又は警戒の段階において緊急事態が存在しないとの情報を受領したときは、行動を要請し又は通報したいずれの当局、救助隊若しくは援助隊又は公私の機関にもその旨を通報しなければならない。
- 5.5.2 遭難の段階
- 5.5.2.1 場合に依つて救助調整本部又は救助支部は、遭難の段階において緊急事態が存在しないとの情報を遭難船舶又は他の適当な関係先から受領したときは、捜索救助活動を終了するために及び行動を要請し又は通報したいずれの当局、救助隊若しくは援助隊又は公私の機関にも通報するために、必要ならぬ行動をとらなければならない。
- 5.6 捜索救助活動の現場における調整
- 5.6.1 捜索救助活動に従事している隊の活動は、その隊が救助隊であるか援助隊であるかを問わず、最も効果的な結果を確保するよう調整しなければならない。
- 5.7 現場指揮者の指定及びその責任
- 5.7.1 救助隊が捜索救助活動に従事しようとする場合には、これらのうちの一の隊の指揮者が、実行可能な限り早期に、かつ、なるべく定められた捜索区域に到着する前に、現場指揮者として指定されるものとする。
- 5.7.2 適当な救助調整本部又は救助支部は、現場指揮者を指定するものとする。その指定が実行不可能である場合には、参加する救助隊又は援助隊は、相互の合意により現場指揮者を指定するものとする。
- 5.7.3 現場に最初に到着した救助隊は、現場指揮者が指定されるまでの間、自動的に現場指揮者の任務及び責任を引き受けるものとする。
- 5.7.4 現場指揮者は、責任を有する救助調整本部又は救助支部が次の任務を遂行していない場合には、その任務について責任を負わなければならない。
- 1 捜索対象の所在が見込まれる位置及びこの位置について見込まれる誤差の範囲並びに捜索区域を決定すること。
 - 2 捜索に従事している救助隊又は救助隊の安全のために各隊を分離するための措置をとること。
 - 3 捜索に参加する救助隊又は援助隊に適当な捜索方式を指定し、及び各隊ごとに又は合同した隊ごとに捜索区域を割り当てること。
 - 4 捜索対象が発見された場合に救助を行う適当な救助隊又は援助隊を指定すること。
 - 5 現場における捜索救助のための通信を調整すること。
- 5.7.5 現場指揮者は、次のことについても責任を負わなければならない。
- 1 捜索救助活動を調整している救助調整本部又は救助支部に対し、定期的に報告すること。
 - 2 捜索救助活動を調整している救助調整本部又は救助支部に対し、生存者の数及び氏名を報告し、生存者を収容している救助隊又は援助隊の名称及び目的地を知らせ、各隊がどの生存者を収容しているかを報告し、並びに、必要な場合には、追加の援助（例えば、重傷を負った生存者の医療のた

めの輸送)を要請すること。

5.8 海上捜索調整者の指定及びその責任

5.8.1 救助隊(軍艦を含む)が現場指揮者の任務を引き受けることができない場合において、幾隻かの商船その他の船舶が捜索救助活動に参加しているときは、相互の合意によりこれらのうちの一の船舶の船長が海上捜索調整者として指定されるものとする。

5.8.2 海上捜索調整者は、実行可能な限り早期に、かつ、なるべく定められた捜索区域に到着する前に指定されるものとする。

5.8.3 海上捜索調整者は、自己が遂行することのできる7.4及び7.5に規定する任務について責任を負うものとする。

5.9 初期の行動

5.9.1 遭難の情報を受領したいずれの救助隊又は援助隊も、援助するためにその能力の範囲内の緊急行動をとり、又は援助することができ他の救助隊若しくは援助隊に対し警報を発しなればならない。当該いづれの救助隊又は援助隊も、その遭難の発生した区域の救助調整本部又は救助支部に通報しなければならぬ。

5.10 捜索区域

5.10.1 現場指揮者又は海上捜索調整者は、適当な場合には、5.3.2、5.7.4.1、5.8.3、5.7.4.1、5.8.3の規定により決定された捜索区域を変更することができる。変更したときは、現場指揮者又は海上捜索調整者は、救助調整本部又は救助支部に対し、その変更及び変更の理由を通報するものとする。

5.11 捜索方式

5.11.1 現場指揮者又は海上捜索調整者は、必要と認める場合には、5.3.3.6、5.7.4.3、5.8.3の規定により指定された捜索方式を他の捜索方式に変更することができる。変更したときは、現場指揮者又は海上捜索調整者は、救助調整本部又は救助支部に対し、その変更及び変更の理由を通報するものとする。

5.12 捜索の成功

5.12.1 捜索が成功した場合には、現場指揮者又は海上捜索調整者は、最も適切な装備を有する救助隊又は援助隊に対し、救助の実施又は他の必要な援助の提供を指示するものとする。

5.12.2 適当な場合には、救助を実施している救助隊又は援助隊は、現場指揮者又は海上捜索調整者に対し、収容している生存者の数及び氏名、遭難者全員を確認したかしないか、追加の援助(例えば、医療のための輸送)が必要であるかないか並びに当該救助隊又は援助隊の目的地を通報するものとする。

5.12.3 捜索が成功した場合には、現場指揮者又は海上捜索調整者は、直ちに救助調整本部又は救助支部に通報するものとする。

5.13 捜索の不成功

5.13.1 捜索は、生存者の救助について合理的な希望がなくなつた場合にのみ終了するものとする。

5.13.2 捜索救助活動を調整している救助調整本部又は救助支部は、通常、捜索を終了させる責任を負うものとする。

5.13.3 救助調整本部の責任の下にない遠隔の海域における場合又は責任のある救助調整本部が捜索救助活動を調整することができない場合には、現場指揮者又は海上捜索調整者は、捜索を終了させる責任を負うことができる。

第六章 船位通報制度

6.1 総則

6.1.1 締約国は、捜索救助活動を容易にするため必要であり、かつ、実行可能であると認める場合には、自国が責任を有する捜索救助区域における適用のため船位通報制度を確立するものとする。

6.1.2 船位通報制度の確立を計画する締約国は、機関の関連する勧告を考慮するものとする。

6.1.3 船位通報制度は、遭難の発生の際に次のことと行われることを目的として、船舶の動向に関する最新の情報を提供するものとする。

1. 遭難信号が受信されていない場合において、船舶との連絡が途絶してから捜索救助活動を開始するまでの時間を短縮すること。

2. 援助を要請することができる船舶の迅速な決定を可能にすること。

3. 遭難船舶の位置が不明又は不確実である場合において、限定された範囲の捜索区域の画定を可能にすること。

4. 医師が乗船していない船舶に対する緊急の医療上の援助又は助言の提供を容易にすること。

6.2 運用上の要件

6.2.1 1.の目的を達成するため、船位通報制度は、次の運用上の要件を満たすものとする。

6.3 船位通報制度の種類

6.3.1 船位通報制度には、次の通報を含めるものとする。

1. 航海計画 船名、呼出符号又は船舶局識別、出発日時(グリニッジ平時による)、出発地点の詳細、次の寄港地、予定の航路、速力及び到着予定日時(グリニッジ平時による)。についての通報。重大な変更については、できる限り速やかに通報するものとする。

2. 位置通報 船名、呼出符号又は船舶局識別、日時(グリニッジ平時による)、位置、針路及び速力についての通報

3. 最終通報 船名、呼出符号又は船舶局識別、目的地に到着した日時(グリニッジ平時による)。又は船位通報制度が対象とする区域を離れた日時(グリニッジ平時による)。についての通報

6.4 船位通報制度の利用

6.4.1 締約国は、すべての船舶に対し、捜索救助のために位置についての情報を収集するため、の制度が確立されている区域を航行するとき、は、位置の通報を行うよう奨励するものとする。

6.4.2 船舶の位置についての情報を記録している締約国は、捜索救助のために要請された場合

には、実行可能な限り、その情報を他の国に提供するものとする。

審査報告書

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結の全権委員会(千九百八十四年七月九日から十日までパリ)の最終文書に附属する議定書の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年五月二十一日

外務委員長 平井 卓志
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この議定書は、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を政府間経済統合機関が締結できるようにすることにより、同条約の円滑な運用を促進しようとするものである。我が国がこの議定書を締結することは、大西洋のまぐろ類の漁業に関する国際協定の促進及び我が国のまぐろ漁業の安定した発展を図る見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結の全権委員会(千九百八十四年七月九日から十日までパリ)の最終文書に附属する議定書の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年五月九日

衆議院議長 坂田 道太
参議院議長 木村 睦男殿

昭和六十年五月二十四日 参議院会議録第十八号

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結の全権委員会(千九百八十四年七月九日から十日までパリ)の最終文書に附属する議定書の締結について承認を求めるの件

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結の全権委員会(千九百八十四年七月九日から十日までパリ)の最終文書に附属する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結の全権委員会(千九百八十四年七月九日から十日までパリ)の最終文書に附属する議定書

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第十四条から第十六条までを次のように改正する。

第十四条

1 この条約は、国際連合又はそのいずれかの専門機関の加盟国の政府による署名のために開放しておく。このような政府がこの条約に署名しなかつたものも、いつでも、この条約に加入することができる。

2 この条約は、署名国によりその憲法の規定に従い批准され、又は承認されなければならない。この条約の批准書、承認書又は加入書は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託する。

3 この条約は、七の政府が批准書、承認書又は加入書を寄託した時に効力を生じ、その後批准書、承認書又は加入書を寄託する政府については、それぞれの寄託の日に効力を生ずる。

4 この条約は、政府間経済統合機関であつて、この条約によつて規律される事項に関する権限(これらの事項に関する条約を締結する権限を含む。)を当該機関に移譲した国による

り構成されるものによる署名又は加入のために開放しておく。

5 4に定める機関は、正式の承認書又は加入書を寄託することにより締約国となるものとし、この条約の規定について他の締約国と同一の権利及び義務を有する。第九条3において「国」並びに前文及び前条1において「政府」というときは、このような趣旨に解する。

6 4に定める機関がこの条約の締約国となつた場合には、当該機関を構成する国及び将来当該機関に加盟する国は、この条約の締約国でなくなる。これらの国は、その旨を国際連合食糧農業機関の事務局長に書面により通告する。

第十五条

国際連合食糧農業機関の事務局長は、批准書、承認書、正式の承認書又は加入書の寄託、この条約の効力発生、改正のための提案、改正の受諾の通告、改正の効力発生及び脱退の通告を前条1に定めるすべての政府及び同条4に定めるすべての機関に通告する。

第十六条

この条約の原本は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、第十四条1に定める政府及び同条4に定める機関にその認証謄本を送付する。

II 英語、フランス語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託するものとし、ローマにおいて千九百八十四年九月十日まで署名のために開放しておく。もつとも、同日までにこの議定書に署名しなかつた大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結国は、受諾書をいつても寄託することができる。同事務局長は、この議定書の認証謄本を同条約の締結国に送付する。

III この議定書は、すべての締結国が承認書、批准書又は受諾書を国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託することにより効力を生ずる。この点に關し、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第十三条1第六文の規定を準用する。効力発生の日は、最後の文書の寄託の後三十日目の日とする。

局長に寄託することにより効力を生ずる。この点に關し、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第十三条1第六文の規定を準用する。効力発生の日は、最後の文書の寄託の後三十日目の日とする。

審査報告書

北太平洋のおととせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年五月二十一日

外務委員長 平井 卓志
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この議定書は、北太平洋のおととせいの保存に関する暫定条約に所要の改正を行つた上でこれを適用することを内容とするものである。我が国がこの議定書を締結することは、関係国の協力の下に行われる科学的調査の結果を待つて北太平洋のおととせいの資源の適正な管理方法を見いだすべきであるとの我が国の基本的立場に沿うものであると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

この議定書により改正され適用される北太平洋のおととせいの保存に関する暫定条約を実施するため、昭和六十年年度予算に北太平洋おととせいの委員会分担金として二百三十七万円、北太平洋おととせいの条約実施費として六百八十二万九千円、調査研究費として六千三百三十七万六千円及び取締費として九百五十八万九千円がそれぞれ計上されている。他方、右の条約に基

昭和六十年五月二十四日 参議院會議録第十八号

づいて我が国が入手し得るおつとせいの獣皮を処分することにより、昭和六十年度において百三十二万二千円の国庫収入が見込まれる。

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和六十年五月九日

参議院議長 坂田 道太
衆議院議長 木村 睦男殿

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求めるの件

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書
千九百五十七年二月九日にワシントンで署名され、その後改正され及び適用された北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約(以下「条約」という。)の当事国であるアメリカ合衆国、カナダ、ソヴィエト社会主義共和国連邦及び日本国の政府は、

条約を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

条約は、この議定書によつて改正し、この議定書の効力発生の日から適用する。

第二条

条約第五条2(9)中「この条約の効力発生後の第二十五年度の終期に」を「千九百八十六年十月十三日までに」に改める。

千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件外二件 船員法の一部を改正する法律案

第三条

条約第十一条中「この条約の効力発生後の第二十六年度に」を「千九百八十七年十月十四日前一年以内に」に改める。

第四条

条約第十三条4を次のように改める。

4 この条約は、千九百八十七年十月十三日まで有効とし、その後は、新たな又は改正されたおつとせいの条約が当事国間で効力を生ずる時又は千九百八十八年十月十三日のいずれか早い時まで引き続き効力を有するものとする。ただし、この条約は、いずれかの当事国が他の当事国に対しこの条約を終了させる意思を書面で通告した日から一年で終了するものとする。

第五条

1 この議定書は、批准され又は受諾されなければならぬ。批准書又は受諾書は、できる限り速やかにアメリカ合衆国政府に寄託する。
2 この議定書を批准し又は受諾する意思を有する署名政府は、批准又は受諾のための自国の憲法上の要件を満たすまでの間自国の法令に従つてこの議定書を暫定的に適用する旨をアメリカ合衆国政府に通告することができる。
3 アメリカ合衆国政府は、寄託された批准書又は受諾書及び暫定的適用の通告書につき他の署名政府に通告を行う。

4 この議定書は、すべての署名政府がアメリカ合衆国政府に批准書又は受諾書を寄託した日及び2に規定する暫定的適用の通告を行った日のうち最も遅い日に暫定的に効力を生ずる。この議定書は、5の規定に基づいて確定的に効力を生ずる日まで暫定的に効力を存続する。

5 この議定書は、すべての署名政府がアメリカ合衆国政府に批准書又は受諾書を寄託した日のうち最も遅い日に確定的に効力を生ずる。

6 この議定書の原本は、アメリカ合衆国政府に寄託するものとし、同政府は、この議定書の各署名政府にその認証謄本を送付する。
以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。
千九百八十四年十月十二日にワシントンで、ひとしく正文である英語、日本語、フランス語及びロシア語により本書を作成した。
カナダ政府のために
J・キンズマン
日本国政府のために
国広道彦
ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために
A・ドブルーニン
アメリカ合衆国政府のために
エドワード・ウルフ

署名政府にその認証謄本を送付する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十四年十月十二日にワシントンで、ひとしく正文である英語、日本語、フランス語及びロシア語により本書を作成した。

カナダ政府のために
J・キンズマン
日本国政府のために
国広道彦
ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために
A・ドブルーニン
アメリカ合衆国政府のために
エドワード・ウルフ

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために
A・ドブルーニン
アメリカ合衆国政府のために
エドワード・ウルフ

「平井卓志君登壇 拍手」
○平井卓志君 たいだいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。
まず、千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約は、海上における遭難者を迅速かつ効果的に救助するため、沿岸国が自国の周辺水域において適切な捜索救助業務を行うための国内制度を確立するとともに、関係国間で捜索救助活動の調整等の協力を行うことを定めたものであります。

次に、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約に関する議定書は、欧州経済共同体がその構成国から漁業に関する権限を移譲されたことに伴い、そのような政府間経済統合機関が構成国にかわつて大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を締結できるようにするため、同条約に所要の改正を加えることを内容とするものであります。

最後に、北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約の改正議定書は、オットセイ資源の有効な保存措置を決定するための科学的調査の実施、商業的海上猟獲の禁止、陸上猟獲されたオットセイの獣皮の処分等を定めた北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約の適用期間が終了したことにかんがみ、これに所要の改正を加えてさらに一定期間適用することを内容とするものであります。

船員法の一部

六五〇

な保存措置を決定するための科学的調査の実施、商業的海上猟獲の禁止、陸上猟獲されたオットセイの獣皮の処分等を定めた北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約の適用期間が終了したことにかんがみ、これに所要の改正を加えてさらに一定期間適用することを内容とするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知を願います。
質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、三件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(木村睦男君) これより三件を一括して採決いたします。
三件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。
よつて、三件は全会一致をもつて承認することと決しました。

○議長(木村睦男君) 日程第五 船員法の一部を改正する法律案(第百一回国会内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長鶴岡洋君。

審査報告書
船員法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年五月二十一日
運輸委員長 鶴岡 洋
参議院議長 木村 睦男殿

昭和六十年五月二十四日 参議院會議録第十八号 船員法の一部を改正する法律案 恩給法等の一部を改正する法律案

船員法第九章の二の規定にかかわらず、当該航海が終了する日まで（専ら国外各港間の航海に従事する船舶にあつては、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三月を経過する日又は施行日以後最初にいずれかの港に入港した日のいずれか遅い日まで）は、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（船員保険法の一部改正）

第四条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「分娩ノ日前四十二日」を「分娩ノ日前ニ於テ船員法第八十七条ノ規定ニ依リ職務ニ服セザリシ期間」に、「以後四十二日」を「以後五十六日」に改める。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 分べんの日が施行日の前四十二日以前の日である被保険者及び被保険者であつた者については、前条の規定による改正後の船員保険法第三十二条第二項の規定は、適用しない。

2 分べんの日が施行日以後四十二日以内である被保険者及び被保険者であつた者の分べんの日前に係る日数については、前条の規定による改正後の船員保険法第三十二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（船員法の一部改正）

第三十二条第二項中「分娩ノ日前四十二日」を「分娩ノ日前ニ於テ船員法第八十七条ノ規定ニ依リ職務ニ服セザリシ期間」に、「以後四十二日」を「以後五十六日」に改める。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 分べんの日が施行日の前四十二日以前の日である被保険者及び被保険者であつた者については、前条の規定による改正後の船員保険法第三十二条第二項の規定は、適用しない。

2 分べんの日が施行日以後四十二日以内である被保険者及び被保険者であつた者の分べんの日前に係る日数については、前条の規定による改正後の船員保険法第三十二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（船員法の一部改正）

第三十二条第二項中「分娩ノ日前四十二日」を「分娩ノ日前ニ於テ船員法第八十七条ノ規定ニ依リ職務ニ服セザリシ期間」に、「以後四十二日」を「以後五十六日」に改める。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 分べんの日が施行日の前四十二日以前の日である被保険者及び被保険者であつた者については、前条の規定による改正後の船員保険法第三十二条第二項の規定は、適用しない。

2 分べんの日が施行日以後四十二日以内である被保険者及び被保険者であつた者の分べんの日前に係る日数については、前条の規定による改正後の船員保険法第三十二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（船員法の一部改正）

第三十二条第二項中「分娩ノ日前四十二日」を「分娩ノ日前ニ於テ船員法第八十七条ノ規定ニ依リ職務ニ服セザリシ期間」に、「以後四十二日」を「以後五十六日」に改める。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 分べんの日が施行日の前四十二日以前の日である被保険者及び被保険者であつた者については、前条の規定による改正後の船員保険法第三十二条第二項の規定は、適用しない。

2 分べんの日が施行日以後四十二日以内である被保険者及び被保険者であつた者の分べんの日前に係る日数については、前条の規定による改正後の船員保険法第三十二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○議長（木村睦男君） 日程第六 恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長大島友治君。

審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年五月二十三日

内閣委員長 大島 友治

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の経済情勢にかんがみ、恩給年額の計算の基礎となつてゐる仮定俸給年額及び普通恩給等の最低保障額の引上げ等を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律案施行に要する経費として、約四百八十二億円が昭和六十年年度一般会計予算に計上されてゐる。

附帯決議

政府は、次の事項について速やかに検討のうえ善処すべきである。

一、恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与改定時期を考慮し、均衡を失しないよう配慮するとともに、各種改善を同時期に一体化して実施するよう努めること。

一、恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

一、外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について再検討を加え適切な措置を講ずること。

○議長（木村睦男君） これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木村睦男君） 過半数と認められます。よつて、本案は可決されました。

○議長（木村睦男君） 日程第六 恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長大島友治君。

と。

一、かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属等に係る戦後処理の未解決の諸問題については、人道的見地に立つて速やかに検討すること。

右決議する。

恩給法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年四月十九日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

（小字及び一は衆議院修正）

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

（恩給法の一部改正）

第一条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「百五十六万円」を「百六十一万円」に、「八百五十六万円」を「八百六十一万円」に改める。

第六十五条第二項中「十四万七千六百円」を「十五万八千四百円」に、「四万五千六百円」を「五万四千四百円」に、「九万九千六百円」を「十万六千八百円」に改める。

第七十五条第二項中「四万五千六百円」を「五万四千四百円」に改める。

別表第二号表中「四、〇六八、〇〇〇円」を「四、二四〇、〇〇〇円」に、「三、三八五、〇〇〇円」を「三、五三三、〇〇〇円」に、「二、七八四、〇〇〇円」を「二、九一一、〇〇〇円」に、「二、二〇〇、〇〇〇円」を「二、三三三、〇〇〇円」に、「一、七七六、〇〇〇円」を「一、八六三、〇〇〇円」に、「一、四三五、〇〇〇円」を「一、五三三、〇〇〇円」に改める。

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

（恩給法の一部改正）

第一条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「百五十六万円」を「百六十一万円」に、「八百五十六万円」を「八百六十一万円」に改める。

第六十五条第二項中「十四万七千六百円」を「十五万八千四百円」に、「四万五千六百円」を「五万四千四百円」に、「九万九千六百円」を「十万六千八百円」に改める。

第七十五条第二項中「四万五千六百円」を「五万四千四百円」に改める。

別表第二号表中「四、〇六八、〇〇〇円」を「四、二四〇、〇〇〇円」に、「三、三八五、〇〇〇円」を「三、五三三、〇〇〇円」に、「二、七八四、〇〇〇円」を「二、九一一、〇〇〇円」に、「二、二〇〇、〇〇〇円」を「二、三三三、〇〇〇円」に、「一、七七六、〇〇〇円」を「一、八六三、〇〇〇円」に、「一、四三五、〇〇〇円」を「一、五三三、〇〇〇円」に改める。

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

（恩給法の一部改正）

第一条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「百五十六万円」を「百六十一万円」に、「八百五十六万円」を「八百六十一万円」に改める。

第六十五条第二項中「十四万七千六百円」を「十五万八千四百円」に、「四万五千六百円」を「五万四千四百円」に、「九万九千六百円」を「十万六千八百円」に改める。

第七十五条第二項中「四万五千六百円」を「五万四千四百円」に改める。

別表第二号表中「四、〇六八、〇〇〇円」を「四、二四〇、〇〇〇円」に、「三、三八五、〇〇〇円」を「三、五三三、〇〇〇円」に、「二、七八四、〇〇〇円」を「二、九一一、〇〇〇円」に、「二、二〇〇、〇〇〇円」を「二、三三三、〇〇〇円」に、「一、七七六、〇〇〇円」を「一、八六三、〇〇〇円」に、「一、四三五、〇〇〇円」を「一、五三三、〇〇〇円」に改める。

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

（恩給法の一部改正）

第一条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「百五十六万円」を「百六十一万円」に、「八百五十六万円」を「八百六十一万円」に改める。

第六十五条第二項中「十四万七千六百円」を「十五万八千四百円」に、「四万五千六百円」を「五万四千四百円」に、「九万九千六百円」を「十万六千八百円」に改める。

第七十五条第二項中「四万五千六百円」を「五万四千四百円」に改める。

別表第二号表中「四、〇六八、〇〇〇円」を「四、二四〇、〇〇〇円」に、「三、三八五、〇〇〇円」を「三、五三三、〇〇〇円」に、「二、七八四、〇〇〇円」を「二、九一一、〇〇〇円」に、「二、二〇〇、〇〇〇円」を「二、三三三、〇〇〇円」に、「一、七七六、〇〇〇円」を「一、八六三、〇〇〇円」に、「一、四三五、〇〇〇円」を「一、五三三、〇〇〇円」に改める。

「一、五〇五、〇〇〇円」に改める。
別表第三号表中「四、三二七、〇〇〇円」を「四、五一〇、〇〇〇円」に、「三、五九〇、〇〇〇円」を「三、七四二、〇〇〇円」に、「三、〇八〇、〇〇〇円」を「三、二一〇、〇〇〇円」に、「二、五三〇、〇〇〇円」を「二、六三七、〇〇〇円」に、「二、〇二九、〇〇〇円」を「二、一一五、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「三、八六一、九〇〇円」を「三、九八六、七〇〇円」に、「三、五六六、八〇〇円」を「三、六八二、五〇〇円」に、「三、四一八、一〇〇円」を「三、五二九、二〇〇円」に、「三、三〇〇、一〇〇円」を「三、四〇七、五〇〇円」に、「三、三二六、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に、「三、二二八、一〇〇円」を「三、二九二、〇〇〇円」に、「三、九九九、三〇〇円」を「三、〇六六、四〇〇円」に、「一、六三二、六〇〇円」を「一、六八八、三〇〇円」に、「一、五七〇、二〇〇円」を「一、六二四、〇〇〇円」に、「一、四六七、六〇〇円」を「一、五一八、二〇〇円」に、「一、四二六、九〇〇円」を「一、四七六、二〇〇円」に、「一、三八五、〇〇〇円」を「一、四三三、〇〇〇円」に、「一、二一九、一〇〇円」を「一、二六一、八〇〇円」に、「一、〇八一、四〇〇円」を「一、一一九、二〇〇円」に、「一、〇四三、五〇〇円」を「一、〇八〇、〇〇〇円」に、「一、〇一六、七〇〇円」を「一、〇五二、三〇〇円」に、「九六九、〇〇〇円」を「一、〇二七、八〇〇円」に、「九六九、六〇〇円」を「一、〇〇三、五〇〇円」に、「九三一、八〇〇円」を「九六四、四〇〇円」に、「一、二七四、〇〇〇円」を「一、三四四、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「三、八六一、九〇〇円」を「三、九八六、七〇〇円」に、「三、五六六、八〇〇円」を「三、六八二、五〇〇円」に、「三、四一八、一〇〇円」を「三、五二九、二〇〇円」に、「三、三〇〇、一〇〇円」を「三、四〇七、五〇〇円」に、「三、三二六、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に、「三、二二八、一〇〇円」を「三、二九二、〇〇〇円」に、「三、九九九、三〇〇円」を「三、〇六六、四〇〇円」に、「一、六三二、六〇〇円」を「一、六八八、三〇〇円」に、「一、五七〇、二〇〇円」を「一、六二四、〇〇〇円」に、「一、四六七、六〇〇円」を「一、五一八、二〇〇円」に、「一、四二六、九〇〇円」を「一、四七六、二〇〇円」に、「一、三八五、〇〇〇円」を「一、四三三、〇〇〇円」に、「一、二一九、一〇〇円」を「一、二六一、八〇〇円」に、「一、〇八一、四〇〇円」を「一、一一九、二〇〇円」に、「一、〇四三、五〇〇円」を「一、〇八〇、〇〇〇円」に、「一、〇一六、七〇〇円」を「一、〇五二、三〇〇円」に、「九六九、〇〇〇円」を「一、〇二七、八〇〇円」に、「九六九、六〇〇円」を「一、〇〇三、五〇〇円」に、「九三一、八〇〇円」を「九六四、四〇〇円」に、「一、二七四、〇〇〇円」を「一、〇四四、〇〇〇円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十二條の三中「十四万七千六百円」を「十五万八千四百円」に改める。
附則第二十七條ただし書中「百二十七万四千円」を「百三十四万四千円」に、「九十九万九千円」を「百四万五千円」に改める。
附則別表第一を次のように改める。

階	級	仮 定 俸 給 年 額
大將		五、七八六、〇〇〇円
中將		五、一三九、二〇〇円

少將	四、〇八二、二〇〇円
大佐	三、五二九、二〇〇円
中佐	三、三七六、九〇〇円
少佐	二、六三八、五〇〇円
大尉	二、二二三、八〇〇円
中尉	一、七七三、七〇〇円
少尉	一、五一八、二〇〇円
准士官	一、三九九、五〇〇円
曹長又は上等兵曹	一、一五三、三〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一、〇八〇、〇〇〇円
伍長又は二等兵曹	一、〇五二、三〇〇円
兵	九六四、四〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、三〇八、〇〇〇円」を「一、三二四、〇〇〇円」に改める。
附則別表第五中「一、一九二、〇〇〇円」を「一、二四九、〇〇〇円」に、「九五四、〇〇〇円」を「一、〇〇二、〇〇〇円」に、「七六八、〇〇〇円」を「八〇五、〇〇〇円」に、「六七八、〇〇〇円」を「七二、〇〇〇円」に改める。
附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。
附則別表第六(附則第十三條関係)

仮 定 俸 給 年 額	金 額
五、七八六、〇〇〇円	五、六四〇、一〇〇円
五、一三九、二〇〇円	五、〇四六、三〇〇円
四、〇八二、二〇〇円	三、九八六、七〇〇円
三、五二九、二〇〇円	三、四〇七、五〇〇円
三、三七六、九〇〇円	三、二二〇、五〇〇円
二、六三八、五〇〇円	二、五四五、四〇〇円
二、二二三、八〇〇円	二、〇六六、四〇〇円
一、七七三、七〇〇円	一、六二四、〇〇〇円

昭和六十年五月二十四日 参議院會議録第十八号 恩給法等の一部を改正する法律案

六五四

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金
一、五一八、二〇〇円	一、四三三、〇〇〇円
一、三九九、五〇〇円	一、二六一、八〇〇円
一、一五三、三〇〇円	一、〇五二、三〇〇円
一、〇八〇、〇〇〇円	一、〇〇三、五〇〇円
一、〇五二、三〇〇円	九六四、四〇〇円
九六四、四〇〇円	八四九、六〇〇円

附則別表第七(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金
五、七八六、〇〇〇円	六、二四〇、七〇〇円
五、一三九、二〇〇円	五、五三六、九〇〇円
四、〇八二、二〇〇円	四、六七九、二〇〇円
三、五二九、二〇〇円	四、〇八二、二〇〇円
三、三七六、九〇〇円	三、八三五、一〇〇円
二、六三八、五〇〇円	三、〇六〇、六〇〇円
二、一三三、八〇〇円	二、五四五、四〇〇円
一、七七三、七〇〇円	二、〇二七、八〇〇円
一、五一八、二〇〇円	一、七七三、七〇〇円
一、三九九、五〇〇円	一、六〇一、七〇〇円
一、一五三、三〇〇円	一、三〇四、〇〇〇円
一、〇八〇、〇〇〇円	一、二二三、二〇〇円
一、〇五二、三〇〇円	一、一八四、七〇〇円
九六四、四〇〇円	一、〇八〇、〇〇〇円

附則別表第七(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金
二、一三三、八〇〇円	二、四〇三、五〇〇円
一、七七三、七〇〇円	一、九一六、四〇〇円

附則別表第八(附則第十三条関係)

仮定俸給年額	金
一、五一八、二〇〇円	一、六八八、三〇〇円
一、三九九、五〇〇円	一、五一八、二〇〇円
二、一三三、八〇〇円	二、七七〇、四〇〇円
一、七七三、七〇〇円	二、一七八、六〇〇円
一、五一八、二〇〇円	一、九六二、四〇〇円
一、三九九、五〇〇円	一、七七三、七〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「九十九万円」を「百四万五千元」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「昭和五十九年三月分」を「昭和六十年四月分」に改め、同項の表中「八〇六、八〇〇円」を「八三五、〇〇〇円」に、「六〇五、一〇〇円」を「六二六、三〇〇円」に、「四八四、一〇〇円」を「五〇一、〇〇〇円」に、「四〇三、四〇〇円」を「四一七、五〇〇円」に、「五三三、五〇〇円」を「五六五、九〇〇円」に、「四〇〇、一〇〇円」を「四二四、四〇〇円」に、「三三〇、一〇〇円」を「三三九、五〇〇円」に、「二六六、八〇〇円」を「二八三、〇〇〇円」に改め、同条第四項中「昭和五十九年二月二十九日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表中「三、〇九九、六〇〇円」を「三、二三三、一〇〇円」に、「二、五八二、五〇〇円」を「二、六九五、九〇〇円」に、「二、二二九、六〇〇円」を「二、二三八、一〇〇円」に、「一、六八七、〇〇〇円」を「一、七六六、〇〇〇円」に、「一、三六八、四〇〇円」を「一、四三六、三〇〇円」に、「一、二〇八、九〇〇円」を「一、一六三、七〇〇円」に、「一、〇〇六、八〇〇円」を「一、〇五八、〇〇〇円」に、「九一八、九〇〇円」を「九六三、一〇〇円」に、「七三六、五〇〇円」を「七七四、三〇〇円」に、「五九六、六〇〇円」を「六二五、五〇〇円」に、「五二四、〇〇〇円」を「五五〇、三〇〇円」に改め、同条第三項中「十四万七千六百円」を「十五万八千四百円」に、「四万五千六百円」を「五万四千四百円」に、「九万九千六百円」を「十万六千八百円」に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第二項中「二十六万六千八百円」を「二十八万三千円」に、「二十万百円」を「二十一万二千三百円」に改め、同条第四項中「四万八千円」を「五万五千円」に改める。

附則第十五条第二項中「二十六万六千八百円」を「二十八万三千円」に、「二十万百円」を「二十一万二千三百円」に改め、同条第四項中「四万八千円」を「五万五千円」に改める。

附則

(施行期日)等

公布の日

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中恩給法第五十八条ノ四第一項の改正規定及び附則第十五条第一項の規定 昭和六十年七月一日

二 第六条中恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。)附則第十五条第四項の改正規定 昭和六十年八月一日

2

第一条の規定による改正後の恩給法第六十五条第二項、第七十五条第二項及び別表第二号表から別表第五号表までの規定、第二条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)の規定、第三条の規定による改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特別に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。)の規定、第四条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号。以下「法律第二百一十一号」という。)の規定、第五條の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。)の規定並びに第六條の規定による改正後の法律第五十一号附則第十五条第二項の規定並びに附則第十四条の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

(文官等の恩給年額の改定)

第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。)若しくは公務員に準ずる者(同項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。)又はこれら者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和六十年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。附則第十二條第一項において同じ。)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和六十年四月分から同年七月分までの扶助

昭和六十年五月二十四日 参議院會議録第十八号

恩給法等の一部を改正する法律案

料の年額に関する改正後の恩給法別表第四号表及び別表第五号表の規定の適用については、同法別表第四号表中「一、三四四、〇〇〇円」とあるのは「一、三一九、〇〇〇円」と、同法別表第五号表中「一、〇四五、〇〇〇円」とあるのは「一、〇二五、〇〇〇円」とする。

(傷病恩給に関する経過措置)

第三条 増加恩給(第七項の増加恩給を除く。次項において同じ。)については、昭和六十年四月分以降、その年額(恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の恩給法第六十五条第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和六十年四月分から同年七月分までの増加

恩給の年額に関する改正後の恩給法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「別表第二号表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)附則別表第二」とする。

第四条 昭和六十年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病恩給の金額の計算については、なお従前の例による。

2 昭和六十年四月一日から同年七月三十一日まで

の間に給与事由の生じた傷病恩給に関する改正後の恩給法第六十五条第二項の規定の適用については、同項中「別表第三号表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)附則別表第三」とする。

第五条 第七項の増加恩給については、昭和六十年四月分以降、その年額(法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第六十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和六十年四月分から同年七月分までの第七項の増加恩給の年額に関する改正後の法律第六十五号附則別表第四の規定の適用については、同表中「一、三三四、〇〇〇円」とあるのは、「一、三五四、〇〇〇円」とする。

第六条 傷病年金については、昭和六十年四月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

2 昭和六十年四月分から同年七月分までの傷病年金の年額に関する改正後の法律第五十五号附則第二十二條第一項の規定の適用については、同項中「別表第五」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)附則別表第五」とする。

第七條 特別傷病恩給については、昭和六十年四月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。)附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項に規定する年額に改定する。

2 昭和六十年四月分から同年七月分までの特別

傷病恩給の年額に関する改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項の規定の適用については、同項中「次の表」とあるのは、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)附則別表第五」とする。

第八条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特別傷病恩給については、昭和六十年四月分以降、その加給の年額を、十五万八千四百円に改定する。

2 扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特別傷病恩給については、昭和六十年四月分以降、その加給の年額を、それぞれ改正後の恩給法第六十五条第二項(改正後の法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する場合を含む。)又は改正後の法律第八十一号附則第十三條第三項の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(扶助料等に関する経過措置)

第九条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和六十年四月分以降、その加給の年額を、改正後の恩給法第七十五條第二項の規定によつて算出して得た年額に改定する。

第十条 昭和六十年四月分から同年七月分までの扶助料の年額に関する改正後の恩給法等の一部

を改正する法律(昭和四十一年法律第百三十一号)附則第八條第一項の規定の適用については、同項の表中「五六五、九〇〇円」とあるのは「五五二、二〇〇円」と、「四二四、四〇〇円」とあるのは「四一四、二〇〇円」と、「三三九、五〇〇円」とあるのは「三三三、三〇〇円」と、「二八三、〇〇〇円」とあるのは「二七六、一〇〇円」とする。

第十一条 傷病者遺族特別年金については、昭和六十年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五條の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和六十年四月分から同年七月分までの傷病者遺族特別年金の年額に関する改正後の法律第五十一号附則第十五條の規定の適用については、同条第二項中「二十八万三千円」とあるのは「二十七万六千円」と、「二十一万二千三百円」とあるのは「二十万七千円」とする。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第十二條 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和六十年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(法律第五十五号附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三條第四項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第五十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額)の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。附則第十二條第一項において同じ。)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和六十年四月分から同年七月分までの扶助

昭和六十年五月二十四日 参議院會議録第十八号 恩給法等の一部を改正する法律案

料の年額に関する改正後の法律第百五十五号附則第二十七条ただし書及び旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第三條第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「百三十四万四千円」とあるのは「百三十一万九千円」と、「百四万五千円」とあるのは「百二万五千円」とする。

(職権改定)

第十三条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

(恩給年額の改定の場合の端数計算)

第十四条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

附則別表第一(附則第二條関係)

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
八二〇、九〇〇円	八四九、六〇〇円
八五七、三〇〇円	八八七、三〇〇円
八九四、八〇〇円	九二六、一〇〇円
九三一、八〇〇円	九六四、四〇〇円
九六九、六〇〇円	一、〇〇三、五〇〇円
九九三、〇〇〇円	一、〇二七、八〇〇円
一、〇一六、七〇〇円	一、〇五二、三〇〇円
一、〇四三、五〇〇円	一、〇八〇、〇〇〇円
一、〇八一、四〇〇円	一、一一九、二〇〇円
一、一一四、三〇〇円	一、一五三、三〇〇円
一、一四四、六〇〇円	一、一八四、七〇〇円

(多額所得による恩給停止についての経過措置)
第十五条 改正後の恩給法第五十八條ノ四の規定は、昭和六十年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。この場合において、昭和五十九年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給の支給年額は、恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第二十九号)附則第二條第一項又は第十二條第一項の規定による改定後の年額をその恩給年額として同法による改正前の恩給法第五十八條ノ四の規定を適用した場合の支給年額を下ることはない。

2 昭和六十年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八條ノ四の規定の適用については、附則第二條第一項又は第十二條第一項の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

一、一八一、八〇〇円	一、二二三、二〇〇円
一、二二九、一〇〇円	一、二六一、八〇〇円
一、二五九、九〇〇円	一、三〇四、〇〇〇円
一、三〇一、〇〇〇円	一、三四六、四〇〇円
一、三五二、五〇〇円	一、三九九、五〇〇円
一、三八五、〇〇〇円	一、四三三、〇〇〇円
一、四二六、九〇〇円	一、四七六、二〇〇円
一、四六七、六〇〇円	一、五一八、二〇〇円
一、五四八、六〇〇円	一、六〇一、七〇〇円
一、五七〇、二〇〇円	一、六二四、〇〇〇円
一、六三二、六〇〇円	一、六八八、三〇〇円
一、七一五、四〇〇円	一、七七三、七〇〇円
一、八〇七、〇〇〇円	一、八六八、一〇〇円
一、八五三、八〇〇円	一、九一六、四〇〇円
一、八九九、四〇〇円	一、九六二、四〇〇円
一、九六一、九〇〇円	二、〇二七、八〇〇円
一、九九九、三〇〇円	二、〇六六、四〇〇円
二、一〇八、一〇〇円	二、一七八、六〇〇円
二、一六一、七〇〇円	二、二三三、八〇〇円
二、二一八、一〇〇円	二、二九二、〇〇〇円
二、三二六、三〇〇円	二、四〇三、五〇〇円
二、四三三、六〇〇円	二、五一六、二〇〇円
二、四六三、九〇〇円	二、五四五、四〇〇円
二、五五四、二〇〇円	二、六三八、五〇〇円
二、六八二、二〇〇円	二、七七〇、四〇〇円
二、八〇八、八〇〇円	二、九〇一、〇〇〇円

二、八八七、三〇〇円	二、九八一、九〇〇円
二、九六三、六〇〇円	三、〇六〇、六〇〇円
三、一一八、七〇〇円	三、二二〇、五〇〇円
三、二七〇、四〇〇円	三、三七六、九〇〇円
三、三〇〇、一〇〇円	三、四〇七、五〇〇円
三、四一八、一〇〇円	三、五二九、二〇〇円
三、五六六、八〇〇円	三、六八二、五〇〇円
三、七一四、八〇〇円	三、八三五、一〇〇円
三、八六一、九〇〇円	三、九八六、七〇〇円
三、九五四、五〇〇円	四、〇八二、二〇〇円
四、〇五三、四〇〇円	四、一八四、二〇〇円
四、二四三、九〇〇円	四、三八〇、六〇〇円
四、四三六、五〇〇円	四、五七九、一〇〇円
四、五三三、六〇〇円	四、六七九、二〇〇円
四、六二五、五〇〇円	四、七七四、〇〇〇円
四、八〇八、一〇〇円	四、九六二、三〇〇円
四、八八九、六〇〇円	五、〇四六、三〇〇円
四、九七九、七〇〇円	五、一三九、二〇〇円
五、一三九、一〇〇円	五、三〇三、五〇〇円
五、三〇六、七〇〇円	五、四七三、五〇〇円
五、三三九、三〇〇円	五、五〇六、一〇〇円
五、三七〇、一〇〇円	五、五三六、九〇〇円
五、四〇一、〇〇〇円	五、五六七、八〇〇円
五、四七三、三〇〇円	五、六四〇、一〇〇円
五、六一九、二〇〇円	五、七八六、〇〇〇円
五、七六五、三〇〇円	五、九三二、一〇〇円

附則別表第二(附則第三条関係)

五、八三七、六〇〇円	六、〇〇四、四〇〇円
五、九一一、六〇〇円	六、〇七八、四〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が八二〇、九〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇三五を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五、九一一、六〇〇円を超える場合においては、その年額に一六六、八〇〇円を加えた額を、それぞれ仮定俸給年額とする。

附則別表第三(附則第四条関係)

重 度 障 害 の 程 度	年 額
特 別 項 症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額
第 一 項 症	四、二一〇、〇〇〇円
第 二 項 症	三、五〇三、〇〇〇円
第 三 項 症	二、八八一、〇〇〇円
第 四 項 症	二、二七七、〇〇〇円
第 五 項 症	一、八三八、〇〇〇円
第 六 項 症	一、四八五、〇〇〇円

附則別表第四(附則第六条関係)

障 害 の 程 度	金 額
第 一 款 症	四、四七八、〇〇〇円
第 二 款 症	三、七一一、〇〇〇円
第 三 款 症	三、一八八、〇〇〇円
第 四 款 症	二、六一九、〇〇〇円
第 五 款 症	二、一〇〇、〇〇〇円

障 害 の 程 度

障 害 の 程 度	年 額
第 一 款 症	一、二三四、〇〇〇円
第 二 款 症	九八七、〇〇〇円

昭和六十年五月二十四日 参議院會議録第十八号 恩給法等の一部を改正する法律案 半導体集積回路の回路配置に関する法律案

六五八

附則別表第五(附則第七條關係)

第 三 款 症	七九五、〇〇〇円
第 四 款 症	七〇二、〇〇〇円
重度障害又は障害の程度	年 額
特 別 項 症	第一項症の金額にその十分の七以内の金額を加えた金額
第 一 項 症	三、二〇八、一〇〇円
第 二 項 症	二、六七一、九〇〇円
第 三 項 症	二、二〇四、一〇〇円
第 四 項 症	一、七四六、〇〇〇円
第 五 項 症	一、四一六、三〇〇円
第 六 項 症	一、一四七、七〇〇円
第 一 款 症	一、〇四二、〇〇〇円
第 二 款 症	九五一、一〇〇円
第 三 款 症	七六二、三〇〇円
第 四 款 症	六一七、五〇〇円
第 五 款 症	五四二、三〇〇円

「大島友治君登壇、拍手」

○大島友治君 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容の第一は、恩給年額の増額であります。昭和五十九年度における公務員給与の改善を基礎として、本年四月分以降平均三・四％程度増額することとしております。第二は、公務員関係扶助料の最低保障額、傷病恩給及び傷病者遺族特別年金の年額を、本年四月分以降増額するほか、八月分以降さらに増額を行い、公務員扶助料については遺族加算を含め年額百四十四万円を保障

するとともに、傷病恩給等についても相応の増額を行うこととしております。第三は、普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、本年四月分以降増額するほか、八月分以降、他の公的年金の給付水準等を考慮して、普通扶助料の最低保障額をさらに引き上げることとしております。以上のほか、扶養加給の増額等所要の改善を行うこととしております。なお、衆議院において施行期日等について所要の修正が行われております。委員会におきましては、本法律案の改正概要と重点事項、公的年金制度改革と恩給との関連、恩給受給者の将来見通し並びに今後の恩給費の推

計、戦後処理問題に対する政府の対処方針、旧日赤看護看護婦等に対する慰勞給付金の増額等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願いたいと存じます。

なお、委員長から旧日赤看護看護婦等に対する慰勞給付金に對して、今後における經濟情勢の變化等に對照して、適時適切な措置がとられるよう委員会を代表して要望いたしました。

質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より、昭和五十九年度の人事院勧告に基づき、本年四月分以降恩給年額を増額することとを内容とする修正案が提出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので内閣の意見を聴取いたしましたところ、後藤田総務厅长官から、政府としては反対である旨の発言がありました。

次いで、原案並びに修正案を一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より政府原案に反対する旨の発言がありました。

討論を終わって、採決の結果、内藤委員提出の修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に對し、各派共同提案に係る恩給の改定実施時期の一体化等四項目にわたる附帯決議が全会一致をもって行われました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 過半数と認めます。○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長降矢敬義君。

審査報告書 半導体集積回路の回路配置に関する法律案 右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十年五月二十三日 商工委員長 降矢 敬義 参議院議長 木村 睦男殿

要領書 一、委員会の決定の理由 本法律案は、近年の著しい技術革新の進展を背景とした半導体集積回路の集積度の飛躍的増大により、半導体集積回路の開発費用が増大する一方、極めてわずかな費用で他人の回路配置の模倣が行われる危険性が高まってきたこととにかんがみ、半導体集積回路産業の健全な発展を図るため、回路配置の創作者等に回路配置を利用する権利の専有を認める等の制度を創設しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。二、費用 別に費用を要しない。

附帯決議 半導体集積回路が果たしている役割の重要性にかんがみ、政府は本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、回路配置利用権の設定登録制度の適正な運用を図るため、指定登録機関の指定に当たつては、登録事務の公平性・中立性が十分確保されるよう配慮するとともに、回路配置原簿・添付資料については、その保管の安全確保についても万全を期すること。

二、半導体集積回路産業の健全な発展を図るた

め、半導体集積回路の回路配置創作等の権利が国際的に保護されるよう、半導体集積回路の先進国として積極的に各国と協力し、新たな条約締結等に向けて努力すること。

三、半導体集積回路は、将来において産業経済、国民生活上、一層その重要性を増すと見込まれるため、基礎研究の蓄積、自主技術開発力の向上、研究員の質及び層を高める等、基礎・応用研究の充実・強化に努めること。

半導体集積回路の回路配置に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年四月十九日

衆議院議長 坂田 道太
参議院議長 木村 睦男殿

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 回路配置利用権の設定の登録(第三
条―第九条)

第三章 回路配置利用権等

第一節 回路配置利用権(第十条―第二十一
条)

第二節 権利侵害(第二十二條―第二十六條)
第三節 補償金(第二十七條)

第四章 指定登録機関(第二十八條―第四十六
条)

第五章 雑則(第四十七條―第五十條)

第六章 罰則(第五十一條―第五十六條)

附則
第一章 総則

第一条 この法律は、半導体集積回路の回路配置

の適正な利用の確保を図るための制度を創設することにより、半導体集積回路の開発を促進し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「半導体集積回路」とは、半導体材料若しくは絶縁材料の表面又は半導体材料の内部に、トランジスタその他の回路素子を生じさせ、かつ、不可分の状態にした製品であつて、電子回路の機能を有するように設計したものをいう。

2 この法律において「回路配置」とは、半導体集積回路における回路素子及びこれらを接続する導線の配置をいう。

3 この法律において回路配置について「利用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 その回路配置を用いて半導体集積回路を製造する行為
二 その回路配置を用いて製造した半導体集積回路(当該半導体集積回路を組み込んだ物品を含む)を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為

第二章 回路配置利用権の設定の登録
(回路配置利用権の設定の登録)
第三条 回路配置の創作をした者又はその承継人(以下「創作者等」という。)は、その回路配置について回路配置利用権の設定の登録(以下「設定登録」という。)を受けることができる。この場合において、創作者等が二人以上あるときは、これらの者が共同して設定登録を受けなければならない。

2 設定登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名
二 申請の年月日
三 回路配置について業として前条第三項第二

号に掲げる行為をしている場合にあつては、その行為を最初にした年月日
四 回路配置の創作をした者の氏名又は名称及び住所又は居所
五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

3 前項の申請書には、通商産業省令で定めるところにより、申請に係る回路配置を記載した図面又は当該回路配置を現した写真及び申請者が創作者等であることについての説明書その他通商産業省令で定める資料を添付しなければならない。

(申請者の名義の変更)
第四条 申請者の名義は、変更することができ

る。
2 申請者の名義の変更は、相続その他の一般承継の場合を除き、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

3 相続その他の一般承継により申請者の名義の変更があつたときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(職務上の回路配置の創作)
第五条 法人その他使用者の業務に従事する者が職務上創作をした回路配置については、その創作の時に創作した契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人その他使用者を当該回路配置の創作をした者とする。

(申請前の回路配置の利用)
第六条 設定登録は、その申請の日から二年さかのぼつた日以前に、創作者等又はその承諾を得た者が業として当該申請に係る回路配置について第二条第三項第二号に掲げる行為をしていた場合には、受けることができる。

第七条 通商産業大臣は、設定登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により申請を却下する場合を除き、設定登録をしなければならない。

2 設定登録は、回路配置原簿に設定登録を受け

る者の氏名又は名称及び住所又は居所、設定登録の年月日その他通商産業省令で定める事項を記載してするものとする。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による設定登録をしたときは、通商産業省令で定める事項を公示しなければならない。

(設定登録の申請の却下)
第八条 通商産業大臣は、設定登録の申請が次の各号のいずれかに該当することが第三条第二項の申請書及びこれに添付した図面その他の資料から明らかであるときは、設定登録の申請を却下しなければならない。

一 申請者が創作者等でないこと。
二 創作者等が二人以上ある場合において、これらの者が共同して設定登録の申請をしていないこと。

三 申請に係る回路配置が第六条の規定により設定登録を受けることができないものであること。
四 申請書が方式に適合しないことその他の政令で定める事由があること。

2 通商産業大臣は、前項の規定により申請を却下したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(設定登録の抹消)
第九条 通商産業大臣は、設定登録の申請が前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当していたことが明らかとなつたときは、設定登録を抹消しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により設定登録を抹消しようとするときは、当該設定登録に係る回路配置利用権の登録名義人及び当該回路配置利用権に関する権利の登録名義人に對し、その理由を文書をもつて通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定により設定登

録を抹消したときは、前項の規定により設定登録を抹消しようとするときは、当該設定登録に係る回路配置利用権の登録名義人及び当該回路配置利用権に関する権利の登録名義人に對し、その理由を文書をもつて通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

い。
2 設定登録は、回路配置原簿に設定登録を受け

る者の氏名又は名称及び住所又は居所、設定登録の年月日その他通商産業省令で定める事項を記載してするものとする。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による設定登録をしたときは、通商産業省令で定める事項を公示しなければならない。

(設定登録の申請の却下)
第八条 通商産業大臣は、設定登録の申請が次の各号のいずれかに該当することが第三条第二項の申請書及びこれに添付した図面その他の資料から明らかであるときは、設定登録の申請を却下しなければならない。

一 申請者が創作者等でないこと。
二 創作者等が二人以上ある場合において、こ

れらの者が共同して設定登録の申請をしていないこと。
三 申請に係る回路配置が第六条の規定により設定登録を受けることができないものであること。

四 申請書が方式に適合しないことその他の政令で定める事由があること。
2 通商産業大臣は、前項の規定により申請を却下したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(設定登録の抹消)
第九条 通商産業大臣は、設定登録の申請が前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当していたことが明らかとなつたときは、設定登録を抹消しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により設定登録を抹消しようとするときは、当該設定登録に係る回路配置利用権の登録名義人及び当該回路配置利用権に関する権利の登録名義人に對し、その理由を文書をもつて通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定により設定登

録を抹消したときは、前項の規定により設定登録を抹消しようとするときは、当該設定登録に係る回路配置利用権の登録名義人及び当該回路配置利用権に関する権利の登録名義人に對し、その理由を文書をもつて通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定により設定登

録を抹消したときは、前項の規定により設定登録を抹消しようとするときは、当該設定登録に係る回路配置利用権の登録名義人及び当該回路配置利用権に関する権利の登録名義人に對し、その理由を文書をもつて通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定により設定登

録を抹消したときは、前項の規定により設定登録を抹消しようとするときは、当該設定登録に係る回路配置利用権の登録名義人及び当該回路配置利用権に関する権利の登録名義人に對し、その理由を文書をもつて通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

昭和六十年五月二十四日 参議院會議録第十八号

半導体集積回路の回路配置に関する法律案

六六〇

録を抹消したときは、その旨を、当該設定登録に係る回路配置利用権の登録名義人に對し通知するとともに、公示しなければならない。

第三章 回路配置利用権等

第一節 回路配置利用権

(回路配置利用権の発生及び存続期間)

第十条 回路配置利用権は、設定登録により発生する。

2 回路配置利用権の存続期間は、設定登録の日から十年とする。

(回路配置利用権の効力)

第十一条 回路配置利用権者は、業として設定登録を受けている回路配置(以下「登録回路配置」という。)を利用する権利を専有する。ただし、その回路配置利用権について専用利用権を設定したときは、専用利用権者がその登録回路配置を利用する権利を専有する範囲については、この限りでない。

(回路配置利用権の効力が及ばない範囲)

第十二条 回路配置利用権の効力は、他人が創作した回路配置の利用には、及ばない。

2 回路配置利用権の効力は、解析又は評価のために登録回路配置を用いて半導体集積回路を製造する行為には、及ばない。

3 回路配置利用権者、専用利用権者又は通常利用権者が登録回路配置を用いて製造した半導体集積回路(当該半導体集積回路を組み込んだ物品を含む。以下この項において同じ。)を譲渡したときは、回路配置利用権の効力は、その譲渡がされた半導体集積回路を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為には、及ばない。

(他人の特許発明等との関係)

第十三条 回路配置利用権者、専用利用権者又は通常利用権者は、その登録回路配置の利用が他人の特許発明又は登録実用新案の実施に当たるときは、業としてその登録回路配置を利用することができない。

(共有に係る回路配置利用権)

第十四条 回路配置利用権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定することができない。

2 回路配置利用権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその登録回路配置を利用することができる。

3 回路配置利用権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その回路配置利用権について専用利用権を設定し、又は他人に通常利用権を許諾することができない。

(法人が解散した場合等における回路配置利用権の消滅)

第十五条 回路配置利用権は、次に掲げる場合には、消滅する。

一 回路配置利用権者である法人が解散した場合において、その回路配置利用権が民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十二条第三項その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

二 回路配置利用権者である個人が死亡した場合において、その回路配置利用権が民法第九百五十九条の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

(専用利用権)

第十六条 回路配置利用権者は、その回路配置利用権について専用利用権を設定することができる。

2 専用利用権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録回路配置を利用する権利を専有する。

3 専用利用権者は、回路配置の利用の事業とともにする場合、回路配置利用権者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

4 専用利用権者は、回路配置利用権者の承諾を得た場合に限り、その専用利用権について質権を設定し、又は他人に通常利用権を許諾することができる。

5 第十四条の規定は、専用利用権に準用する。

(通常利用権)

第十七条 回路配置利用権者は、その回路配置利用権について他人に通常利用権を許諾することができる。

2 通常利用権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録回路配置を利用する権利を有する。

3 通常利用権者は、回路配置の利用の事業とともにする場合、回路配置利用権者(専用利用権について通常利用権にあつては、回路配置利用権者及び専用利用権者。次項において同じ。)の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

4 通常利用権者は、回路配置利用権者の承諾を得た場合に限り、その通常利用権について質権を設定することができる。

5 第十四条第一項及び第二項の規定は、通常利用権に準用する。

(質権)

第十八条 回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定めをした場合を除き、当該登録回路配置を利用することができない。

第十九条 回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権を目的とする質権は、回路配置利用権、専用利用権若しくは通常利用権の対価又は登録回路配置の利用に對しその回路配置利用権者若しくは専用利用権者が受けるべき金銭その他の物に對しても、行うことができる。ただし、その払渡し又は引渡し前に差押えをしなければならない。

(回路配置利用権等の放棄)

第二十条 回路配置利用権者は、専用利用権者

通常利用権者又は質権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その回路配置利用権を放棄することができる。

2 専用利用権者は、通常利用権者又は質権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その専用利用権を放棄することができる。

3 通常利用権者は、質権者があるときは、その承諾を得た場合に限り、その通常利用権を放棄することができる。

(登録の効果)

第二十一条 次に掲げる事項は、登録しなければならない。

一 回路配置利用権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。又は処分制限)

二 専用利用権の設定、移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)、変更、消滅(混同又は回路配置利用権の消滅によるものを除く。又は処分制限)

三 通常利用権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)、変更、消滅(混同又は回路配置利用権若しくは専用利用権の消滅によるものを除く。又は処分制限)

四 回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権を目的とする質権の設定、移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)、変更、消滅(混同又は担保する債権の消滅によるものを除く。又は処分制限)

通常利用権は、その登録をしたときは、その回路配置利用権若しくは専用利用権又はその回路配置利用権についての専用利用権をその後取得した者に對しても、その効力を生ずる。

3 前二項の登録は、通商産業大臣が回路配置原簿に記載して行う。

第二節 権利侵害

(差止請求権)

第二十二条 回路配置利用権者又は専用利用権者は、自己の回路配置利用権又は専用利用権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、

その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 回路配置利用権者又は専用利用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した半導体集積回路又は侵害の行為に供した物の廃棄その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

(侵害とみなす行為)

第二十三条 専ら登録回路配置を模倣するために使用される物を業として生産し、譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為は、回路配置利用権又は専用利用権を侵害するものとみなす。

(善意者に対する特例)

第二十四条 半導体集積回路(半導体集積回路を組み込んだ物品を含む。以下この条において同じ)の引渡しを受けた時において、当該半導体集積回路が他人の回路配置利用権又は専用利用権に係る登録回路配置を模倣した回路配置を用いて製造されたものであること(以下「模倣の事実」という。)を知らず、かつ、知らないことにつき過失がない者(以下「善意者」という。)が業として当該半導体集積回路を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為は、当該回路配置利用権又は専用利用権を侵害する行為でないものとみなす。

2 回路配置利用権者又は専用利用権者は、善意者が模倣の事実を知った後に業としてその半導体集積回路を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する場合に、その者に対し、その登録回路配置の利用に對し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭の支払を請求することができる。

3 善意者が回路配置利用権者又は専用利用権者に対し前項に規定する支払をしたときは、その半導体集積回路は、当該回路配置利用権者又は専用利用権者が譲渡したものとみなす。

4 第二十六条並びに民法第七百九条第一項及

第七百二十四条の規定は、第二項の規定による請求権を行使する場合に準用する。

(損害の額の推定等)

第二十五条 回路配置利用権者又は専用利用権者が故意又は過失により自己の回路配置利用権又は専用利用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、回路配置利用権者又は専用利用権者が受けた損害の額と推定する。

2 回路配置利用権者又は専用利用権者は、故意又は過失により自己の回路配置利用権又は専用利用権を侵害した者に対し、その登録回路配置の額に相当する金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

3 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、回路配置利用権又は専用利用権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

(書類の提出)

第二十六条 裁判所は、回路配置利用権又は専用利用権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

第三節 補償金

(補償金)

第二十七条 回路配置の創作者等又はその許諾を得た者が当該回路配置について設定登録前に業として第二十三条第三項第二号に掲げる行為をした場合において、その行為の後当該回路配置についての設定登録前に当該回路配置を模倣した回路配置(以下この項及び第四項において「模倣回路配置」という。)であることを知つて業として模倣回路配置を利用した者は、当該回路配置の創作者等に対し、当該回路配置について設定登録がされた場合にその利用に對し通常支払うべき金銭の額に相当する額の補償金を支払う責めに任ずる。

2 前項に規定する補償金の請求権は、当該回路配置について設定登録がされた後でなければ、行使することができない。

3 第一項の回路配置について設定登録がされた後第九条の規定により当該設定登録が抹消されたときは、同項に規定する補償金の請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。

4 第二十三条及び前条並びに民法第七百九条第一項及び第七百二十四条の規定は、第一項に規定する補償金の請求権を行使する場合に準用する。この場合において当該請求権を有する者が当該回路配置の設定登録前に模倣回路配置の利用の事実及び模倣回路配置を利用した者を知つたときは、民法第七百二十四条中「被害者又は其法定代理人が損害及び加害者を知りタル時」とあるのは、「当該回路配置ノ設定登録ノ日」と読み替へるものとする。

第四章 指定登録機関

(指定登録機関の指定等)

第二十八条 通商産業大臣は、通商産業省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、設定登録(第二十一条第一項及び第二項の登録並びに第四十八条第二項に規定する請求に基づき行われる事務(以下「登録事務」という。))の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 通商産業大臣は、第一項の指定をしたときは、当該指定登録機関が行う登録事務を行わな

いものとする。

4 指定登録機関が登録事務を行う場合における第三條第二項、第四條第二項及び第三項、第七條第一項及び第三項、第八條、第九條、第二十一條第三項並びに第四十八條第二項の規定の適用については、これらの規定(第四十八條第二項を除く。)中「通商産業大臣」とあるのは「指定登録機関」と、同項中「通商産業大臣に對し」とあるのは「指定登録機関に對し」とする。

(欠格事項)

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四十一條の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第三十七條の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第三十条 通商産業大臣は、第二十八條第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が登録事務を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること

二 登録事務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること

三 民法第三十四條の規定により設立された法人であつて、その役員又は職員が登記事務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること

昭和六十年五月二十四日 参議院會議録第十八号

半導体集積回路の回路配置に関する法律案

六六一

四 登録事務以外の業務を行つてゐるときは、

その業務を行うことによつて登録事務が公正になるおそれがないものであること。

五 その指定をすることによつて登録事務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(設定登録等の実施義務等)

第三十一条 指定登録機関は、設定登録並びに第二十一条第一項及び第二項の登録をすべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、設定登録及び同条の登録を行わなければならない。

2 指定登録機関は、登録事務を行うときは、前条第一号に規定する者(以下「登録事務実施者」という。)に実施させなければならない。

(事務所の変更)

第三十二条 指定登録機関は、登録事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

(登録事務規程)

第三十三条 指定登録機関は、登録事務に関する規程(以下「登録事務規程」という。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の公正な遂行上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務規程を変更すべきことを命ずることができ

(登録事務の休廃止)

第三十四条 指定登録機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第三十五条 指定登録機関は、毎事業年度開始前

に(第二十八条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(役員等の選任及び解任)
第三十六条 指定登録機関の役員又は登録事務実施者の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(解任命令)
第三十七条 通商産業大臣は、指定登録機関の役員又は登録事務実施者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは登録事務規程に違反したとき、又は登録事務に著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、その役員又は登録事務実施者を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)
第三十八条 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告及び立入検査)
第三十九条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定登録機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(適合命令等)

第四十条 通商産業大臣は、指定登録機関が第三十条第一号から第四号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定登録機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に関し監督上必要な命令をすることができ

(指定の取消し等)

第四十一条 通商産業大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第二十九条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第三十三条第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行つたとき。

四 第三十三条第三項、第三十七条又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

(帳簿の記載)
第四十二条 指定登録機関は、帳簿を備え、登録事務に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

(帳簿の保存)

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

は、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(指定登録機関がした処分等に係る不服申立て)
第四十四条 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、通商産業大臣に対し、行政不服審査法昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができ

(通商産業大臣による登録事務の実施等)
第四十五条 通商産業大臣は、指定登録機関が第三十四条の許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、第四十一条の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 通商産業大臣が前項の規定により登録事務の全部又は一部を自ら行う場合、指定登録機関が第三十四条の許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第四十一条の規定により通商産業大臣が指定登録機関の指定を取り消した場合における登録事務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める。

(公示)
第四十六条 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第二十八条第一項の指定をしたとき。

二 第三十二条の規定による届出があつたと

き。

三 第三十四条の許可をしたとき。

四 第四十一条の規定により指定を取り消し、又は登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 前条第一項の規定により通商産業大臣が登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた登録事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第五章 雑則

(在外者の裁判権)

第四十七条 日本国内に住所又は居所(法人にあつては、営業所)を有しない者の回路配置利用権その他回路配置利用権に関する権利については、通商産業省の所在地をもつて民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第八条の財産の所在地とみなす。

(回路配置原簿等)

第四十八条 回路配置原簿は、その全部又は一部を磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。

2 何人も、通商産業大臣に対し、回路配置原簿の謄本若しくは抄本若しくは回路配置原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付又は回路配置原簿若しくは第三項第二項の申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料(通商産業大臣が秘密を保持する必要があるものを除く。)の閲覧若しくは謄写を請求することができる。

(手数料等)

第四十九条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(指定登録機関が登録事務を行う場合にあつては、指定登録機関)に納付しなければならない。

一 設定登録を受けようとする者

二 第二十一条第一項又は第二項の登録を受けようとする者

三 前条第二項の規定により回路配置原簿の謄本若しくは抄本又は回路配置原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求しようとする者

四 前条第二項の規定により回路配置原簿又は申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料の閲覧又は謄写を請求しようとする者

2 前項(第一号及び第二号に掲げる者に係る部分に限る。)の規定は、通商産業大臣が設定登録又は第二十一条第一項若しくは第二項の登録を行う場合については、適用しない。

3 第一項の規定は、手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

4 第一項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

第五十条 この法律に定めるもののほか、設定登録並びに第二十一条第一項及び第二項の登録に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第五十一条 回路配置利用権又は専用利用権を侵害した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴をまつて論ずる。

第五十二条 詐欺の行為により設定登録を受けた者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 第三十八条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第四十一条の規定による登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当するとき

は、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条の許可を受けずに登録事務の全部を廃止したとき。

二 第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 第四十二条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十一条第一項又は第五十二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条、第三十五条、第三十六条、第三十八条から第四十三条まで、第四十六条、第五十三条及び第五十五条(第一号を除く。)の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日前二年以内に、創作等又はその許諾を得た者が最初に業として第二条第三項第二号に掲げる行為をした回路配置について、この法律の施行の日から六月を経過する日までの間に設定登録の申請がされたとき

は、その設定登録については、第六条の規定は、適用しない。

第三条 回路配置利用権の効力は、この法律の施行の際現に存する半導体集積回路(当該半導体集積回路を組み込んだ物品を含む。次条において同じ。)をこの法律の施行後二年以内に譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為には、及ばない。

第四条 第二十七条第一項の規定は、この法律の施行前にされた回路配置の利用及びこの法律の施行の際現に存する半導体集積回路をこの法律の施行後二年以内に譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為には、適用しない。

(破産法の一部改正)

第五条 破産法(大正十一年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第九十七條第二号中「実用新案権」の下に「回路配置利用権」を加える。

(相続税法の一部改正)

第六条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第八号中「これらのもの」を「これらに、又は商標権を、商標権又は回路配置利用権若しくはその利用権で登録されているものに改める。

(印紙税法の一部改正)

第七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の定義の欄中「意匠権」の下に「回路配置利用権」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「商標権」の下に「回路配置利用権」を加える。

別表第十四号の次に次の一号を加える。

昭和六十年五月二十四日 参議院會議録第十八号 半導体集積回路の回路配置に関する法律案

十四の二 回路配置利用権の登録(回路配置利用権の信託の登録を含む。)

(一) 回路配置利用権の設定の登録	回路配置利用権の件数	一件につき一万八千円
(二) 回路配置利用権の移転の登録	回路配置利用権の件数	一件につき三千円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	回路配置利用権の件数	一件につき九千円
ロ その他の原因による移転の登録	回路配置利用権又は通常利用権又は通常利用権又は通常利用権の件数	一件につき九千円
(三) 専用利用権又は通常利用権の設定の登録	専用利用権又は通常利用権の件数	一件につき九千円
(四) 回路配置利用権、専用利用権若しくは通常利用権を目的とする質権の設定又は回路配置利用権、専用利用権、通常利用権若しくは当該質権の処分制限の登録	債権金額	千分の四
(五) 専用利用権若しくは通常利用権の移転又はこれらの権利若しくは回路配置利用権を目的とする質権の移転の登録	回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権(以下この号において「回路配置利用権等」という。)の件数	一件につき千五百円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	回路配置利用権等の件数	一件につき三千円
ロ その他の原因による移転の登録	回路配置利用権等の件数	一件につき三千円
(六) 信託の登録	回路配置利用権等の件数	一件につき三千円
(七) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)から(六)までの登録に該当するものを除く。)	回路配置利用権等の件数	一件につき千円
(八) 登録の抹消	回路配置利用権等の件数	一件につき千円

(通商産業省設置法の一部改正)
第九条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第五十条第三十号の次に次の一号を加える。
第三十二 回路配置利用権その他回路配置利

用権に関する権利を登録すること。
〔降矢敬義君登壇 拍手〕
○降矢敬義君 たいま議題となりました半導体集積回路の回路配置に関する法律案につきまし

て、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、半導体集積回路の集積度の飛躍的増大により、その開発費用が増大する一方、極めてわずかな費用で他人の回路配置の模倣が行われる危険性が高まってきていることにかんがみ、半導体集積回路産業の健全な発展を図るため、回路配置の創作者等に回路配置を利用する権利の専有を認める等の制度を創設しようとするものであります。

委員会におきましては、特許法等では回路配置の保護が不十分である理由、指定登録機関の公平性、中立性の担保措置、回路配置創作者等の権利の国際的保護の必要性などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党の市川理事より本法律案に反対の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し、指定登録機関の指定に当たっての配慮すべき事項等三項目の附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十九分散会

出席者は左のとおり。

議長 木村 睦男君
副議長 阿具根 登君
議員 中野 鉄造君 服部 信吾君
刈田 貞子君 大川 清幸君

桑名 義治君 馬場 富君
鶴岡 洋君 小西 博行君
太田 淳夫君 矢原 秀男君
藤原 房雄君 中村 鋭一君
井上 計君 沖 外夫君
中野 明君 三木 忠雄君
原田 立君 飯田 忠雄君
柳澤 鍊造君 山田 勇君
宮澤 弘君 杉山 令華君
堀出 啓典君 田代 富士男君
黒柳 明君 和田 教美君
栗林 卓司君 柄谷 道一君
福岡日出磨君 宮田 輝君
峯山 昭範君 多田 省吾君
高桑 栄松君 中西 珠子君
田淵 哲也君 鳩山 威一郎君
二宮 文造君 鈴木 一弘君
白木義一郎君 高木健太郎君
伏見 康治君 藤井 恒男君
関 嘉彦君 服部 安司君
田中 正巳君 中山 千夏君
木本平八郎君 青木 茂君
下村 泰君 山田耕三郎君
秦 豊君 喜屋武眞榮君
青島 幸男君 石井 道子君
石井 一二君 浦田 勝君
大浜 方策君 岡野 裕君
工藤万砂美君 小島 静馬君
福田 宏一君 仲川 幸男君
高木 正明君 関口 恵造君
梶原 清君 高平 公友君
森下 泰君 沢田 一精君
後藤 正夫君 成相 善十君
堀内 俊夫君 井上 吉夫君
坂野 重信君 斎藤 栄三郎君
山東 昭子君 岡田 広君
上條 勝久君 中村 太郎君
遠藤 要君 徳永 正利君
熊谷太三郎君 源内 実君
加藤 武徳君 蔵内 修治君
植木 光教君 岩動 道行君

昭和六十年五月二十四日 参議院會議録第十八号 議長の報告事項

古賀四郎君	中山 太郎君	嶋崎 均君	山崎 竜男君
大城 眞順君	江島 淳君	上田 稔君	小山 一平君
川原新次郎君	田沢 智治君	梶原 敬義君	稻村 稔夫君
内藤 健君	藤田 栄君	吉川 春子君	下田 京子君
吉村 眞事君	吉川 芳男君	糸久八重子君	久保田眞吉君
吉川 博君	矢野俊比古君	佐藤 昭夫君	近藤 忠孝君
前島英三郎君	倉田 寛之君	鈴木 和美君	山田 護君
佐藤榮佐久君	志村 哲良君	佐藤 三吾君	松前 達郎君
杉元 恒雄君	曾根田郁夫君	安武 洋子君	内藤 功君
竹山 裕君	名尾 良孝君	高杉 勉忠君	村沢 牧君
藤井 孝男君	岡部 三郎君	安恒 良一君	大木 正吾君
大木 浩君	岩本 政光君	丸谷 金保君	久保 亘君
井上 孝君	松尾 官平君	山中 郁子君	橋本 敦君
岩崎 純三君	大河原太一郎君	青木 薪次君	片山 甚市君
伊江 朝雄君	遠藤 政夫君	目黒今朝次郎君	赤桐 操君
金丸 三郎君	亀長 友義君	立木 洋君	神谷信之助君
北 修二君	斎藤 十朗君	福岡 知之君	安永 英雄君
山本 富雄君	大鷹 淑子君	和田 静夫君	松本 英一君
大島 友治君	安孫子藤吉君	竹田 四郎君	小笠原貞子君
林 連君	平井 卓志君	市川 正一君	小野 明君
藤田 正明君	山内 一郎君	大森 昭君	矢田部 理君
土屋 義彦君	西村 尚治君	中村 哲君	八百板 正君
初村滝一郎君	松垣徳太郎君	瀬谷 英行君	小柳 勇君
長田 裕二君	世耕 政隆君	秋山 長造君	上田耕一郎君
増田 盛君	森山 眞弓君	内閣総理大臣 中曾根康弘君	
村上 正邦君	野末 陳平君		
柳川 覺治君	宮島 澁君	外務大臣 安倍晋太郎君	
水谷 力君	添田増太郎君		
出口 廣光君	林 健太郎君	農林水産大臣 佐藤 守良君	
藤野 賢二君	星 長治君		
松岡清寿男君	大坪健一郎君	通商産業大臣 村田敬次郎君	
岩上 二郎君	谷川 寛三君		
井上 裕君	森田 重郎君	運輸大臣 山下 徳夫君	
稲山 篤君	林 寛子君		
藤井 裕久君	降矢 敬義君	建設大臣 木部 佳嗣君	
堀江 正夫君	増岡 康治君		
真鍋 賢二君	最上 進君	国務大臣 後藤田正晴君	
志苦 裕君	坂元 親男君		
中西 一郎君	原 文兵衛君	国務大臣 河本 敏夫君	
梶木 又三君	寺田 熊雄君		
浜本 万三君	石本 茂君	議長の報告事項 去る十七日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。	

決算委員	辞任	補欠
稻村 稔夫君	菅野 久光君	
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。		
補助金等に関する特別委員	補欠	
辞任	補欠	
稻村 稔夫君	和田 静夫君	
同日衆議院から、同院において修正議決した次の 内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを 社会労働委員会に付託した。		
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労 働者の就業条件の整備等に関する法律案（閣法 第五九号）		
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつ て議長は即日これを委員会に付託した。		
道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第五 一〇号）		
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労 働者の就業条件の整備等に関する法律案（閣法第 六〇号）		
同日衆議院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認 することを議決した旨衆議院に通知した。		
国際原子力機関憲章第六条の改正の受諾につい て承認を求めるの件		
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決 した旨衆議院に通知した。		
貿易研修センター法を廃止する等の法律案		
基礎技術研究円滑化法案		
国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例 等に関する法律案		
同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案 は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受 領した。		
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇 の確保を促進するための労働省関係法律の整備 等に関する法律案（第百一回国会提出、本院総 統審査）		
同日議院において採択した「第七次漁港整備計画 の促進及び漁港関係事業予算確保に関する請願」		

外三件の請願は、即日これを内閣に送付した。		
同日国会において承認することを議決した次の件 を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。		
国際原子力機関憲章第六条の改正の受諾につい て承認を求めるの件		
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通 知した。		
貿易研修センター法を廃止する等の法律		
基礎技術研究円滑化法案		
国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例 等に関する法律		
同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した 旨の通知書を受領した。		
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇 の確保を促進するための労働省関係法律の整備 等に関する法律		
去る十八日次の質問主意書を内閣に転送した。		
大韓航空機事件の真相究明に関する質問主意書 （田英夫君提出）		
去る二十日議長は、次の議員提出案を予備審査の ため衆議院に送付した。		
人事訴訟手続法の一部を改正する法律案（飯田 忠雄君外一名発議）		
去る二十一日議長において、次のとおり常任委員 の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
法務委員	辞任	補欠
徳永 正利君	水谷 力君	
安井 謙君	倉田 寛之君	
外務委員	辞任	補欠
下条進一郎君	嶋山威一郎君	
嶋崎 均君	浦田 勝君	
園田 清充君	志村 哲良君	
中西 一郎君	藤野 賢二君	
夏目 忠雄君	吉川 博君	
大蔵委員	辞任	補欠
嶋山威一郎君	下条進一郎君	
倉田 寛之君	安井 謙君	
藤野 賢二君	中西 一郎君	

昭和六十年五月二十四日 参議院會議録第十八号 議長の報告事項

六六六

農林水産委員 吉川 博君 夏目 忠雄君

補任 浦田 勝君 鳴崎 均君

建設委員 水谷 力君 徳永 正利君

補任 志村 哲良君 園田 清充君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
エネルギー対策特別委員

補任 小柳 勇君 対馬 孝且君

中野 鉄造君 藤原 房雄君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

外務委員会

理事 鳩山威一郎君 (下条進一郎君の補欠)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

船員法の一部を改正する法律案 (第百一回国会閣法第四号) 審査報告書

千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件 (閣条第三号) 審査報告書

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結の全権委員会 (千九百八十四年七月九日から十日までパリ) の最終文書に附属する議定書の締結について承認を求めるの件 (閣条第四号) 審査報告書

北太平洋のおとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求めるの件 (閣条第五号) 審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

大韓航空機墜落事件についての政府の新たな答弁に関する質問主意書 (秦豊君提出)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した

旨の通知書を受領した。
証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律

同日内閣から、社会保障制度審議会設置法第九条の規定に基づく昭和五十九年度社会保障制度審議会報告書を受領した。

一昨二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

補任 倉田 寛之君 安井 謙君

水谷 力君 徳永 正利君

外務委員

補任 浦田 勝君 鳴崎 均君

志村 哲良君 園田 清充君

大蔵委員

補任 吉川 博君 中西 一郎君

藤野 賢二君 園田 清充君

農林水産委員

補任 安井 謙君 倉田 寛之君

徳永 正利君 水谷 力君

建設委員

補任 園田 清充君 志村 哲良君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

大韓航空機〇〇七便墜落事件の真相究明に関する質問主意書 (梶原敬義君提出)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

大韓航空機墜落事件についての政府の新たな答弁に関する質問主意書 (秦豊君提出)

昨二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

法務委員 野田 哲君 赤桐 操君

補任 石本 茂君 石井 道子君

国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項の規定によるもの

外務委員 小山 一平君 小野 明君

補任 鳴崎 均君 吉川 芳男君

国会法第四十二條第二項但書の規定によるもの

大蔵委員 赤桐 操君 野田 哲君

補任 石井 道子君 斎藤 十朗君

議院運営委員 石井 道子君 補欠

補任 吉川 芳男君 中山 太郎君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

米州投資公社を設立する協定の締結について承認を求めるの件 (閣条第六号)

外務委員会に付託

著作権法の一部を改正する法律案 (閣法第七十四号)

文教委員会に付託

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件 (閣承認第五号)

社会労働委員会に付託

農業者年金基金法の一部を改正する法律案 (閣法第六十一号)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、長野営林局の管轄区域の変更及び名古屋営林支局の設置に関し承認を求めるの件 (閣承認第四号)

農林水産委員会に付託

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部の設置に関し承認を求めるの件 (閣承認第三号)

商工委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 (閣法第六十八号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を農林水産委員会に付託した。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案 (閣法第六十一号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

特許法等の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

恩給法等の一部を改正する法律案 (閣法第二十六号) 審査報告書

半導体集積回路の回路配置に関する法律案 (閣法第六十三号) 審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

高等学校における交通安全教育に関する質問主意書 (中村鋭一君提出)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

特許法等の一部を改正する法律

第十六号中正誤

べ、段行 誤 正

一から 以外 外

発行所 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号 大蔵省印刷局 電話 東京 五五二二(六代) 定価 一〇〇円

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可